



板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023

素案（抜粋）



板橋区

第4章

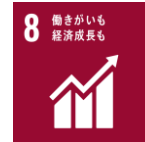
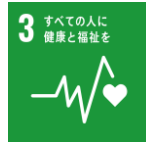


高齢者保健福祉施策

- 1 板橋区の高齢者保健福祉計画とは
- 2 板橋区版A I P
- 3 成年後見制度利用促進
(板橋区成年後見制度利用促進基本計画)
- 4 その他関連施策等

4

高齢者保健福祉施策



板橋区の高齢者保健福祉計画は、高齢者の生活を取り巻く様々な課題に対する総合的な高齢者福祉施策等を定めるものです。区では「板橋区版A I P」の構築をめざし、一体的・総合的な高齢者保健福祉施策を推進しています。また、成年後見制度利用促進基本計画、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や介護人材の確保・育成・定着支援及び介護現場の支援の取組を図ることで、高齢者施策を総合的に推進していきます。

板橋区の高齢者保健福祉計画とは

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する老人福祉計画です。介護保険事業計画と一体的に定めることで、「板橋区版A I P」の構築や確保すべき保健福祉サービスの目標量及び目標量確保のための方策等の総合的な高齢者施策の推進・充実を図ります。

板橋区版A I P

国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援なども独自に加えた「板橋区版A I P」を構築し、誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続けることができるよう、7つの重点分野に事業を位置づけ、様々な取組を推進していきます。

成年後見制度利用促進 （板橋区成年後見制度 利用促進基本計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条において、「市町村は成年後見制度の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるもの」とされていることを踏まえ「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

その他関連施策等

医療・介護・健診情報を一元管理するデータベースシステムを活用し、地域の健康課題を分析した上で、通いの場等を主とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」や、地域包括ケアシステムを支える重要な要素である介護サービスの担い手となる「介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減」に関する取組の検討を進めていきます。

1 板橋区の高齢者保健福祉計画とは

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する老人福祉計画です。老人福祉計画は、各種の介護給付等対象サービスについて、介護保険事業計画で定める見込量を勘案し、確保すべき保健福祉サービスの目標量及び目標量確保のための方策等を定めるものです。また、介護保険事業計画と一体的に策定することで、高齢者の生活を取り巻く様々な課題に対する施策の方向性や今後取り組むべき具体的施策、総合的な高齢者福祉施策の推進・充実に努めます。

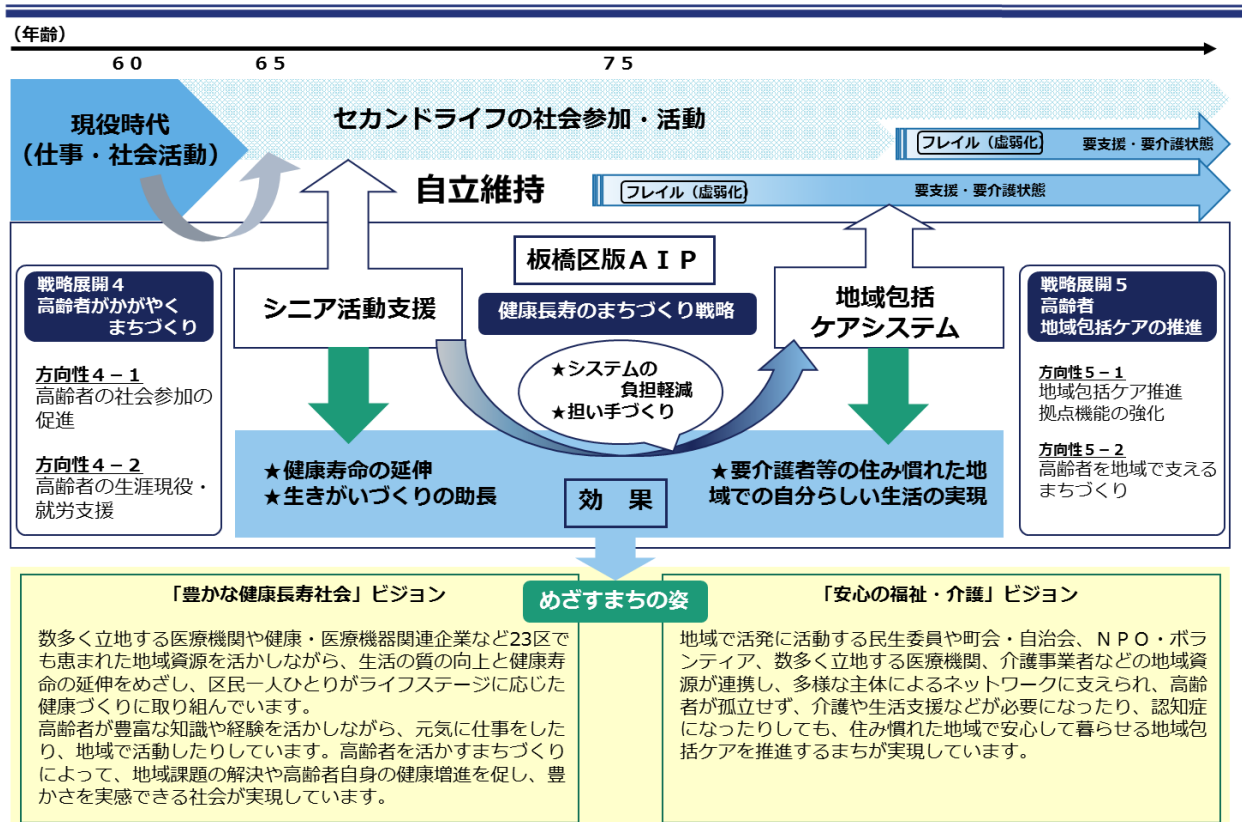
板橋区では、「板橋区版A I P」の構築をめざし、重点分野を設定して、様々な施策・事業を推進していますが、これは一体的・総合的な高齢者保健福祉施策の推進を図るものであり、また、高齢者保健福祉計画の大部分を包括的に具現化しています。

そこで本計画では、「板橋区版A I P」の推進における重点分野の事業を、計画の施策の柱に沿った事業として施策体系に位置づけています。

さらに、本計画における成年後見制度利用促進を区市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画である「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」とします。

高齢者施策展開図

※図中の“ビジョン”は、板橋区基本構想に掲げる政策分野別の「あるべき姿」、「戦略展開」は、板橋区基本計画2025の「未来創造戦略」に基づくものです。



2 板橋区版A I P

(1) 地域包括ケアシステムについて

日本の総人口が減少に転じる中、高齢者の数は増加し、少子高齢化が一層進展しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加と社会的孤立、認知症高齢者の増加、介護家族の負担増や医療・介護職の人材不足など、数多くの問題が顕在化してきており、社会全体でどのように取り組んでいくかが大きな課題となっています。

このような課題に対して国は、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

(2) 板橋区版A I Pの深化・推進

板橋区では、国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援なども独自に加えた「板橋区版A I P」を構築し、誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れたまち(地域)に住み続けることができるよう、7つの重点分野を定め、令和7(2025)年を見据えて様々な取組を推進してきました。

しかしながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、現役世代が急減し、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれており、「板橋区版A I P」のさらなる推進が必要となっています。

高齢者の中には、要支援・要介護状態となっていなくとも限定的な支援を必要とする方や、社会的孤立を防ぐために支援が必要な方がいます。このような方たちは、地域の通いの場やサロンなど、積極的に社会とつながることで介護予防の効果や、孤立の防止が期待できます。

また、今後の人口構造の変化を踏まえると、公的な支援だけではなく、元気高齢者も含めた多様な地域資源の開拓や、自助・互助・共助といった地域とのつながりや支え合いで支援を広げていくニーズは一層高まることが想定されます。

本計画においては、令和7(2025)年に向け、さらにはその先の令和22(2040)年を見据えて、「板橋区介護保険事業計画2020」における7つの重点分野の事業を評価、検証するとともに、「板橋区版A I P」を深化させ、推進させていくため、重点分野を継承していきます。

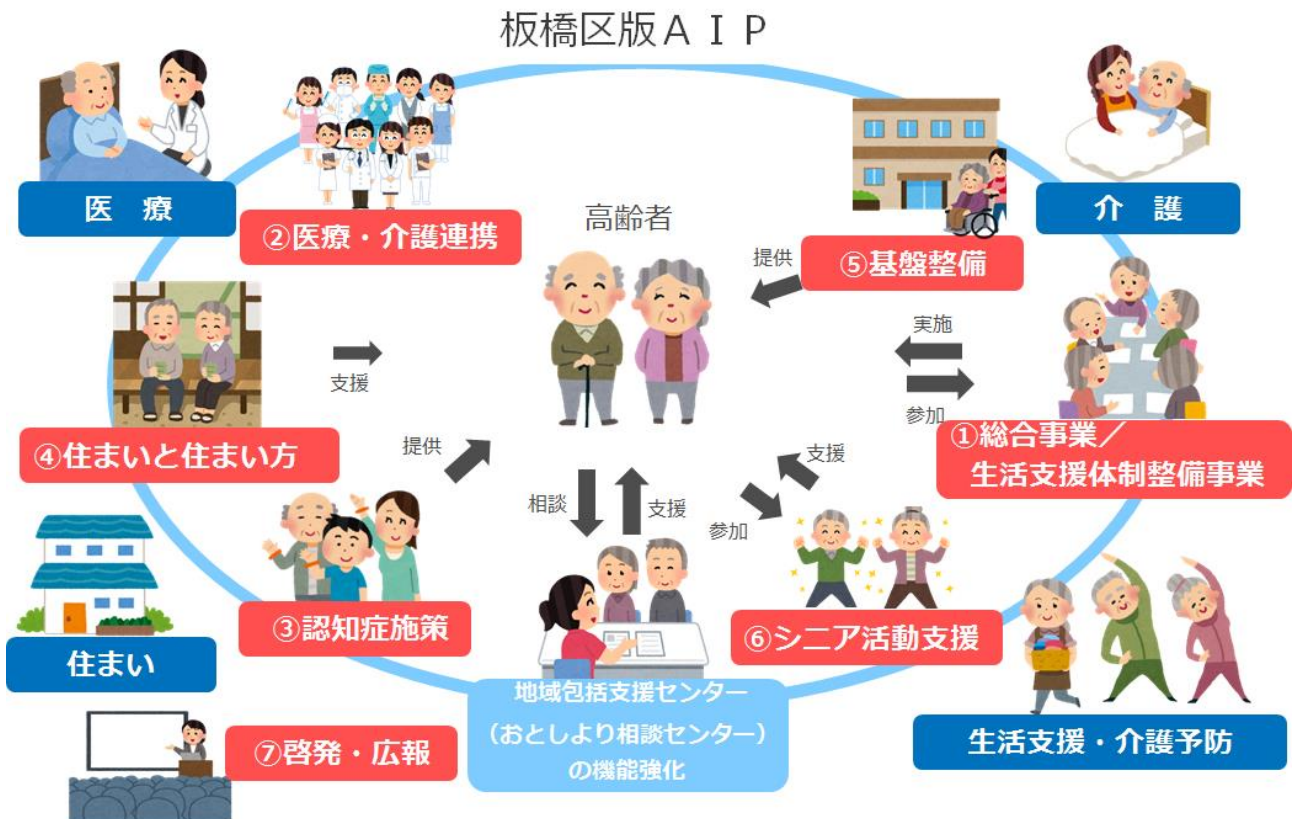
さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により浮き彫りとなった高齢者の健康維持や生活支援等における課題をはじめ、今後の高齢者を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応していけるよう、令和3(2021)年度を始期とする第8期介護保険事業計画の策定にあわせて、「板橋区版A I P」の各重点分野における取組を充実させていきます。

「板橋区版A I Pの推進体制」

板橋区版A I Pを推進するために、平成 27（2015）年度に「地域ケア政策調整会議」を、平成 28 年度に「板橋区A I P推進協議会」をそれぞれ設置しました。本計画期間中も、おとしより保健福祉センターが事務局となり、2つの会議を活用して板橋区版A I Pの構築の進行管理等を行うとともに、地域ケア会議で検討される地域課題とその解決の方向性について協議、検討を行います。

名称	板橋区A I P推進協議会	地域ケア政策調整会議	地域ケア会議
構成	学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、介護サービス全事業所連絡会、社会福祉法人施設等連絡会、訪問看護ステーション会、町会連合会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動学習推進センター、地域包括支援センター、公募委員、板橋区職員	板橋区職員	医療職、介護職、民生委員・児童委員、板橋区職員等
趣旨	様々な関係主体が参画し、板橋区版A I P構築に向けた取組の方向性や課題について協議し、連携を図ります。	行政内部において組織横断的に課題解決を図り、板橋区版A I Pの構築に向けた取組を推進します。	高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行います。
主な役割	板橋区版A I P構築に向けた取組の方向性や課題の共有・解決の場として機能します。	7つの分野ごとに作業部会を設置し、総合調整・統括機関としての役割を担い、運営方法や作業部会からの協議事項について決定するとともに、進行管理を行います。	高齢者の支援内容の検討を通じ、実態や地域課題を把握するとともに、課題解決に向けた地域包括支援ネットワークを構築します。

「板橋区版A I Pの構築のイメージ」



(3) 第7期計画期間における振り返りと重点分野

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画からは、7つの重点分野の事業と地域包括支援センター(おとしより相談センター)の拡充・機能強化に取り組むことで、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途とする板橋区版AIPの構築をめざしてきました。それぞれの分野ごとにこれまでの取組について振り返りを行いました。

① 総合事業/生活支援体制整備事業

- 指定事業者によるサービスについては、利用者やサービス提供事業者等のニーズを踏まえ、指定事業所数の拡充を行いました。今後は事業者の指定基準、報酬体系等を適宜見直し、より効果的なサービス提供をめざします。また、指定事業者以外による訪問サービスの実施についても検討を進めていきます。
- 短期集中通所型サービス等は継続して事業を実施していますが、参加者数が減少しています。コース数が多く内容が伝わりにくいなどの課題もあるため、今後は周知方法や各コースの位置づけの整理を行う必要があります。
- 住民運営の通いの場(10の筋トレ)の立ち上げ支援として専門職を派遣することにより、新規グループが立ち上り目標数を達成しました。今後も、地域づくりにつながる通いの場としての効果の検討などを行いながら継続して実施していきます。
- 地域の多様な主体(町会・自治会・民生委員・児童委員等)が集まって話し合う「第2層協議体」を18地域全ての日常生活圏域に設置して、各地域の特性を生かした助け合い・支え合いを広げる仕組みづくりを推進しましたが、全地域へ生活支援コーディネーター(SC)¹が配置されるよう、継続的な支援を行っていきます。

② 医療・介護連携

- 医療・介護関係者の連携強化に向け、各種会議の開催や研修などを実施し、医療関係者をはじめ、高齢者の介護生活において中心的な役割を担っている居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、地域包括支援センター(おとしより相談センター)など多職種が参加し、顔の見える関係づくりが進みました。
- 医療・介護連携のための情報共有については、先進事例などを検証・比較し、連携方法を検討していきます。

③ 認知症施策

- “認知症になっても安心な地域づくり”の実現に向け、各種取組を実施しました。
- 認知症初期集中支援チームを各地域包括支援センター(おとしより相談センター)に配置し、認知症の人の早期把握と適時・適切な支援に取り組みました。
- 認知症とともに生きる人やご家族が気軽に立ち寄れる「認知症カフェ」を区内に30か所以上開設し、“認知症になっても安心な地域づくり”を推進しました。また、認知

¹ 生活支援コーディネーター(SC): 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者

症サポーターが活動する「認知症サポーターひろば」の開始等、認知症サポーターの活躍の場が広がり始めています。

- 今後も、事業の周知に努めるとともに、令和元年に国がとりまとめた認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪として事業を推進していく必要があります。

④住まいと住まい方

- 見守り、住宅改修や高齢者向け住宅の確保など各事業とも着実に進捗していますが、ひとり暮らし高齢者への支援や、身元不明高齢者への対応が求められていることから、様々なサービスや地域での見守りにより重層的に支えていく体制の構築を引き続き進めていく必要があります。

⑤基盤整備

- 施設整備費の補助などによりほぼ計画どおりの整備が見込まれています。事業運営上、人材や利用者の確保が困難とする施設が多いことから、今後はサービスの普及拡大策と事業者支援策に一体的に取り組む必要があります。

⑥シニア活動支援

- 社会活動に関する情報発信を行ってきましたが、活動の種類や内容についての情報不足が参加の妨げとなっているケースが多いことから、より効果的な情報の発信方法を検討するとともに、情報を得たシニア世代の方がスムーズに活動にシフトし継続する、きっかけとなる事業を実施していく必要があります。

⑦啓発・広報

- 板橋区版A I Pの広報紙の発行等により、区民への啓発・広報を行っていますが、まだ十分に認知度が高まっていない状況であることから、今後も引き続き周知・啓発に努める必要があります。
- また、文字の大きさ、レイアウトや内容のわかりやすさなど、区民が理解しやすいものにしていく工夫が必要です。

⑧地域包括支援センター（おとしより相談センター）の拡充・機能強化

- 大谷口地域包括支援センター（おとしより相談センター）の新設に伴い、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の名称及び担当区域が地域センターと概ね一致するようになりました。
- 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の人材の育成などの支援や機能の充実を行うとともに、地域包括ケアシステムにおいて連携拠点の役割を担っているなど、区民に周知を行っていく必要があります。

(4) 本計画期間における板橋区版A I Pの構築に向けた取組

本計画においては、前計画の振り返りを踏まえ、引き続き重点分野ごとの事業に取り組むとともに、令和7（2025）年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、更には介護サービス需要の一層の増加・多様化や、現役世代（担い手）の減少も顕著になる令和22（2040）年を見据え、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進等の観点から、特に重点的に取り組む必要がある事業を以下のように定め、「板橋区版A I P」をさらに推進していきます。

板橋区版A I Pの構築に向けた重点分野と事業一覧

重点分野項目	主な事業内容	
1 総合事業／ 生活支援体制整備事業	1-1 介護予防・生活支援サービス事業 柱②・柱⑥ ア 指定事業者によるサービス イ 住民主体のサービス ウ 保健・医療専門職のサービス	
	☆ 1-2 一般介護予防事業 柱② ア 介護予防把握事業 イ 介護予防普及啓発 ウ 介護予防サービス推進事業 エ 認知症予防事業 オ 在宅高齢者食生活支援事業 カ 公衆浴場活用介護予防事業 キ 地域ボランティア養成事業 ク ふれあいランチ広場事業 ケ 介護予防グループ支援事業 コ 介護予防サービス評価事業 サ 地域リハビリテーション活動支援事業 シ リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業	
	☆ 1-3 生活支援体制整備事業 柱③	
	2 医療・介護連携	2-1 医療・介護・障がい福祉連携マップ 柱⑤
		☆ 2-2 療養相談室 柱⑤
		2-3 在宅患者急変時後方支援病床確保事業 柱⑤
		☆ 2-4 医療・介護連携情報共有システムの検討 柱⑤
		☆ 2-5 多職種による会議・研修 柱⑤
	3 認知症施策	3-1 認知症普及啓発 柱④
		3-2 認知症予防・備え（認知症予防講演会・脳力アップ教室） 柱②
3-3 認知症もの忘れ相談事業 柱②		
☆ 3-4 認知症初期集中支援事業 柱②		
3-5 あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス） 柱④		
3-6 認知症カフェ 柱③		
3-7 認知症家族交流会・家族講座 柱③		
☆ 3-8 認知症サポーター活動支援 柱④		
3-9 認知症声かけ訓練 柱④		
3-10 若年性認知症への支援 柱③		
3-11 板橋区認知症支援連絡会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化 柱③		

重点分野項目	主な事業内容
4 住まいと住まい方	<p>☆ 4-1 見守り体制の拡充 柱④</p> <p>ア 高齢者見守り調査事業</p> <p>イ ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業</p> <p>ウ 緊急通報システム事業</p> <p>エ 高齢者電話訪問事業</p> <p>オ 高齢者見守りキーホルダー事業</p> <p>カ 地域見守り活動支援研修事業</p> <p>キ 高齢者見守り地域づくり協定</p> <p>4-2 身元不明等高齢者の保護 柱④</p> <p>4-3 都市型軽費老人ホームの拡大 柱⑤</p> <p>4-4 サービス付き高齢者向け住宅 柱⑤</p> <p>4-5 民間賃貸住宅における居住支援 柱③</p> <p>4-6 住宅の安心・安全バリアフリー化 高齢者住宅設備改修費助成事業 柱⑤</p>
5 基盤整備	<p>☆ 5-1 地域密着型サービスの整備 柱⑤・柱⑥</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護</p> <p>ウ 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>エ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）</p> <p>オ 認知症対応型通所介護</p> <p>カ 夜間対応型訪問介護</p> <p>キ 地域密着型通所介護</p> <p>ク 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の有料老人ホーム）</p> <p>ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）</p>
6 シニア活動支援	<p>☆ 6-1 シニア世代活動支援プロジェクトの推進（シニア世代の社会参加・活動支援） 柱①</p> <p>6-2 板橋グリーンカレッジ 柱①</p> <p>6-3 ふれあい館 柱①</p>
7 啓発・広報	<p>☆ 区民への周知</p>
8 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化	

※ **柱** は本計画体系図における「施策の柱」と対応している。

※ 「☆」は各分野における重点事業。

① 総合事業／生活支援体制整備事業

《総合事業》

総合事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすための制度です。

また、総合事業は、要支援者や元気力（生活機能）チェック²で支援が必要と認められた方（以下、事業対象者）を主な対象者とする「介護予防・生活支援サービス事業」と地域に住む65歳以上の全ての方を対象とした「一般介護予防事業」に分かれ、利用者の健康状態やニーズに応じたサービスを提供しています。

令和元（2019）年12月に公表された、国の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」による取りまとめでは、通いの場の取組をはじめとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず、多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要であると提言されています。

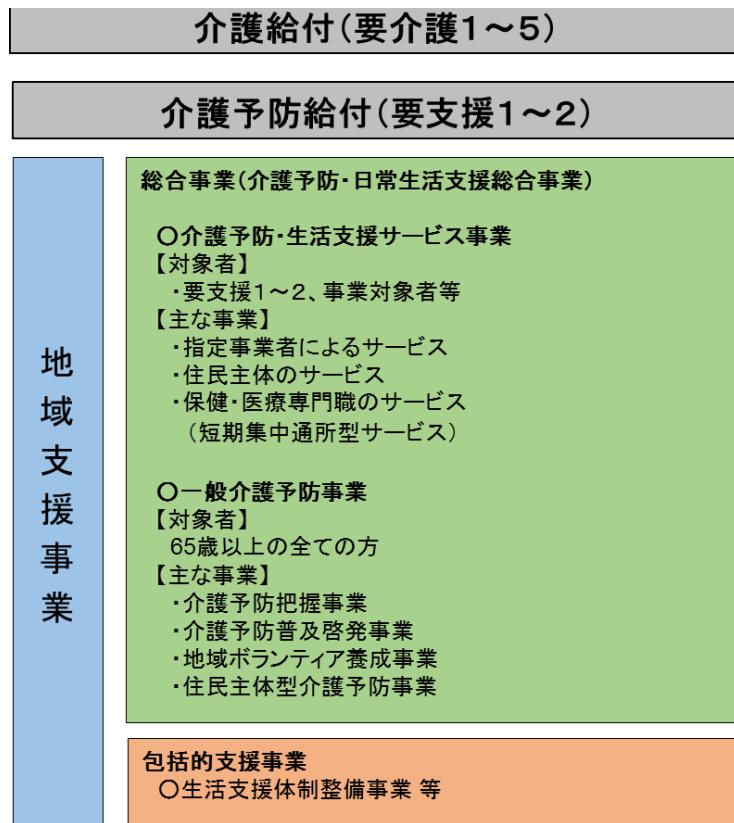
これを踏まえて、引き続き高齢者の社会参加と住民がお互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めていくとともに、予防・健康づくりの強化による健康寿命の延伸を実現させるため、一般介護予防事業と一般介護予防事業以外の地域支援事業（介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービスや生活支援体制整備事業など）との連携を進めていくとともに、通いの場等への専門職の効果的・効率的な関わり方や総合事業の対象者等の弾力化についても検討を行っていきます。

《生活支援体制整備事業》

生活支援体制整備事業は、地域における助け合い・支え合いの活動を、「地域住民の視点で広げてみよう！」という取組で、住民が主体となって、各地域の特性を生かした、助け合い・支え合いの地域づくりを進めています。

生活支援体制整備事業の実施を通して、地域の支え合いの体制づくりを引き続き推進するとともに、課題解決に取り組む機運を醸成していきます。

²元気力（生活機能）チェック：生活状況等に関する質問票に回答することで、心身の機能の衰えがないか等を確認すること。各地域を担当する地域包括支援センター（おとしより相談センター）で実施している。



出典：厚生労働省の資料を基に作成

○主な事業

1-1 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業で、サービスの提供者として、指定事業者、住民主体、保健・医療専門職の3種類に分かれています。また、訪問型と通所型の2種類のサービスがあります。

サービス提供者	提供場所	主な事業概要	
指定事業者によるサービス	訪問型	介護予防サービス	利用者の自宅に訪問し、食事・入浴介助等のサービス等を提供します。
		生活援助サービス	利用者の自宅に訪問し、生活援助サービスを提供します。
	通所型	介護予防サービス	通所介護予防施設に通って、機能訓練等を行います。
		生活援助サービス	通所介護予防施設に通って、レクリエーション等を行います。
住民主体のサービス	通所型	地域住民の方が、自主的に会食や体操などのプログラムを行います。	
保健・医療専門職のサービス	通所型	リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職による集中的な支援を行います。	

ア 指定事業者によるサービス

施策の柱②

事業概要

- 介護予防・生活支援サービス事業における事業者の指定を行い、要支援認定を受けた方が自身のニーズ・状態に合ったサービス選択を可能にします。
- サービス利用者、サービス提供事業者等のニーズを踏まえ、サービス内容、事業者の指定基準、報酬体系及び加算の新設等について見直しを行い、より効果的なサービス提供をめざします。
- 生活援助訪問型サービスについて、従来の生活援助訪問型サービス従事者養成研修を、介護に関する入門的研修に拡充して実施します。研修終了後には、修了生と区内訪問型・通所型介護事業所との相談会を実施し、就労へのマッチング支援をし、より効果的な事業所の従事者確保を図ります。

イ 住民主体のサービス

施策の柱②

事業概要

地域住民（NPO法人・ボランティア団体など）の方々が主体となり、自主的・自発的に地域の介護予防に資する活動を通所により展開する事業です。区では補助要件を満たした団体に対する補助金の交付等による支援を行っています。今後は、住民相互による支え合いの支援を基本とする観点及び高齢者の社会参加を促進する観点からも、通所型に加えて訪問型サービスについても検討を行っていきます。

ウ 保健・医療専門職のサービス（短期集中通所型サービス）

施策の柱②

事業概要

- 生活機能向上支援事業
3～6か月程度の短期間で専門職による集中的な支援を行います。運動器機能向上、栄養・口腔機能改善、口腔機能向上、運動・栄養・口腔の複合プログラムがあります。
- 閉じこもり・認知症予防事業
閉じこもり・認知症予防支援事業、認知機能低下予防支援事業を目的としたプログラムを実施します。

1-2 一般介護予防事業

原則 65 歳以上の全ての方を対象に、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として実施しています。高齢者本人へのアプローチだけでなく、人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進していきます。

ア 介護予防把握事業【重点事業】		施策の柱②		
事業概要	○元気力測定会 区内 5 地域で年 2 回ずつ、運動機能・栄養状態・口腔機能の測定会として実施します。 ○元気力（生活機能）チェックシートの郵送 65 歳以上の区民の方へ、チェックシートや介護予防の必要性、区実施事業などの周知を行います。 （平成 30 年度実績 窓口：305 件 測定会・小集団：593 件）			
指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実施数	※年度別事業量については調整中			

イ 介護予防普及啓発		施策の柱②		
事業概要	元気力向上手帳を作成し、セルフマネジメントの動機づけに活用してもらいます。			

ウ 介護予防サービス推進事業		施策の柱②		
事業概要	地域包括支援センター（おとしより相談センター）職員向けの研修、介護予防事業担当者との連絡会の実施や介護予防のパンフレットを作成します。また、地域包括支援センター（おとしより相談センター）職員、介護予防サポーターと共に、板橋健康まつりに参加します。			

エ 認知症予防事業		施策の柱②		
事業概要	認知症予防講演会の開催、認知症予防・備えを目的とした脳力アップ教室を実施します。コロナ禍による影響に対応するため、ICT等の活用も取り入れた、新たな教室の形を検討します。			

オ 在宅高齢者食生活支援事業		施策の柱②		
事業概要	区内の保健、医療、福祉等に携わる栄養士で、年 3 回程度、高齢者の食支援に係る勉強会や調理実習、情報交換を実施します。 また、在宅高齢者の食生活支援のために、情報誌「いたばし食と栄養の知恵袋」を発行し、ホームページに掲載するほか、区内関連施設等を通じて栄養情報の提供を行います。			

カ 公衆浴場活用介護予防事業

施策の柱②

事業概要

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない区民で、自力で通所し事業参加が可能な方を対象に、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部に加盟する区内公衆浴場のうち29浴場で実施します。公衆浴場の開店前に脱衣所等空きスペースで、介護予防体操及び介護予防指導を行い体操終了後、無料で入浴できます。

キ 地域ボランティア養成事業

施策の柱②

事業概要

介護予防サポーター養成講座の開催、元気おとせん！体操のDVDの作成を行います。

ク ふれあいランチ広場事業

施策の柱②

事業概要

自主グループの立ち上げと充実した活動の支援のため、講師派遣を行います。地域包括支援センター（おとしより相談センター）と連携して、一般介護予防を行う自主団体として支援します。

ケ 介護予防グループ支援事業

施策の柱②

事業概要

高齢者の自主グループからの要請により、出前講座の講師として保健師等の専門職員を派遣します。

コ 介護予防サービス評価事業

施策の柱②

事業概要

年に1回、区内関係課、医師会、歯科医師会、学識経験者、地域包括支援センター（おとしより相談センター）職員、区民が参加し、介護予防事業の方向性などについて検討します。

サ 地域リハビリテーション活動支援事業【重点事業】

施策の柱②

事業概要

- リハビリテーションについては、要介護（支援）者などが、必要に応じて医療で実施する急性期・回復期リハビリテーションから、介護保険で実施する通所や訪問リハビリテーションサービスの利用や住民主体の通いの場への参加など、切れ目のないサービス提供体制の構築が求められています。
- 区では医師会、歯科医師会、区西北部地域リハビリテーション支援センター、リハビリテーション専門職、主任介護支援専門員、第1層2層協議体SCなどを委員とする地域リハビリテーション連携会議を開催し、リハビリテーション提供体制の課題やめざす姿の検討に着手します。また、住民主体型介護予防事業等への多様な専門職の効果的な関与についても検討を進めます。
- リハビリテーション医師や専門職を委員とする自立支援型地域ケア個別会議を開催し、要支援者等の心身機能や活動・参加を高めるための検討を行うとともに、必要な方へリハビリテーション専門職を派遣し、相談・支援を実施します。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域リハビリテーション連携会議	※年度別事業量については調整中		
リハビリテーションサービス調整会議 （自立支援型地域ケア個別会議）			

シ リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業【重点事業】施策の柱①

事業概要

- 元気な方と虚弱な高齢者が一緒に週1回、10の筋力トレーニングを行うグループ（住民主体の通いの場）の更なる拡充をめざし、動機づけ支援として体験・出前講座、立ち上げ支援として専門職派遣、継続支援・リーダー育成として地区合同筋トレやリーダー連絡会などを実施します。また、コロナ禍での通いの場「オンライン通いの場」についても検討をすすめます。
- 住民主体の通いの場である福祉の森サロン希望団体へ、専門職を派遣し、膝痛予防、転倒予防等テーマ別トレーニング方法などを伝える介護予防プラス出前講座を実施し、介護予防の取組強化をめざします。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10の筋トレグループ 立ち上げ数（継続数）	※年度別事業量については調整中		
介護予防プラス出前講座実施グループ数			



自立支援型地域ケア個別会議



オンラインによる『10の筋トレ』

コラム： 板橋区地域リハビリテーションネットワーク

【概要】

板橋区地域リハビリテーションネットワークは、区内の在勤・在住のリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）による自主活動団体による、事業の概要やどのような思いで取り組んでいるのかを記載予定

コラム： 福祉の森サロン

【概要】

サロンとは、外出機会の少ない高齢者、障がい者及び子育て中の親子等が、定期的に外出し、身近な場所で気軽に集まり、おしゃべりや健康体操、情報交換等、仲間づくりをすることができる場です。

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会では、地域住民の閉じこもりや地域での孤立を防止し、いつまでも元気でいきいきと暮らすために、誰もが気軽に立ち寄れる集いの場づくりとして「福祉の森サロン」活動支援を行っています。福祉の森サロンとして、社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会に登録された団体・グループに対し、活動費の助成等の各種の支援を行っており、令和2（2020）年〇月現在で、330 サロンが登録されています。

コラム： 通いの場

【概要】

通いの場とは、住民運営による、運動や会食などの介護予防活動のことです。平成27（2015）年度からの国の取組や、それを受けた区取組、現在の板橋区の通いの場について記載予定。

板橋区の通いの場

- (1)高齢者が参加する福祉の森サロン
- (2)住民主体の通所型サービス
- (3)10の筋トレグループ
- (4)失語症会話パートナーグループ

▲生活支援体制整備事業

1-3 生活支援体制整備事業【重点事業】

施策の柱③

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活を継続していくために、地域の住民が主体となって、生活支援や介護予防活動の充実強化を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進め、各地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりを推進します。

現在、18 地区全ての日常生活圏域で、その地域の多様な主体をメンバーとした第2層協議体が立ち上がり、月に1回程度会議を開催し地域の様々な情報を共有し、メンバーで話し合いながら、その地域ならではの助け合い・支え合いの地域づくりに取り組んでいます。

18 地区全ての日常生活圏域に生活支援コーディネーター（SC）の選出（配置）を完了させ、各地域の特性を活かした支え合いにおけるさらなる活動幅の拡大・事業認知度の向上に向けて引き続き検討・支援を行います。

また、各地域での取組の発展や新たな担い手の発掘に向け、地域の専門職や社会福祉法人、商店、民間企業等への連携についても検討を行っていきます。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
SC配置地域数	※年度別事業量については調整中		
活動指標			

コラム： 協議体

【概要】

特徴的な地域ごとの取組内容や全国的にも珍しい、社会福祉協議会や地域包括支援センター以外が生活支援コーディネーターを務めている現状を取り上げる。

② 医療・介護連携

平成 28 (2016) 年 10 月に実施された、東京都の「健康と保健医療に関する世論調査」によると、都民の 32.2%が長期の療養が必要になった場合、自宅で療養を続けたいと回答しています。

また、令和元 (2019) 年度の板橋区区民意識意向調査においては、介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で住み続けるために、重要だと思うことを聞いたところ、35.7%の方が「在宅医療と介護サービス提供機関との切れ目ない連携」と回答しています。

そして、令和元 (2019) 年 11 月の板橋区介護保険ニーズ調査によると、今後介護が必要になったとき又は介護度が上がったと仮定した場合にどのような暮らしを希望するか聞いたところ、要介護 1・2の方では「家族の介護を受けながら、自宅で生活したい」と回答した方が 20.8%、「介護保険の在宅サービスを利用しながら自宅で生活したい」と回答した方が 35.8%となっており、合わせると 56.6%の方が要介護状態になっても自宅で生活したいと回答しています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるためには、地域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための連携体制を構築することが重要です。

今後、医療と介護の連携を一層推進するためには、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつ、ICT やデータの利活用、PDCA サイクルに沿った取組を一層推進していくことが必要です。

また、高齢者自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、周りの人達と共有するという、ACP (アドバンス・ケア・プランニング)³の観点を持ちながら、医療と介護が連携して対応していくことも重要です。

さらには、感染症や災害時における継続的なサービス提供の維持、看取りに関する取組や「認知症施策推進大綱」等の最近の動向も踏まえることも必要です。

今後も引き続き、医療・介護の関係機関や専門職と緊密に連携していくとともに、地域課題や取組内容の見える化を進めていくことにより、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを進め、総合事業など他の地域支援事業等との連携を図りながら切れ目ない在宅医療と介護の連携の実現をめざします。

³ ACP (アドバンス・ケア・プランニング) : 自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組。

○主な事業

2-1 医療・介護・障がい福祉連携マップ

施策の柱⑤

事業概要	<p>板橋区内の医療・介護・障がい福祉資源の情報を、幅広く区民から医療・介護の専門職まで周知することを目的として、施設の住所や診療科目、診療（営業）時間、空き情報等の基本情報をウェブサイトを提供します。</p> <p>一般公開サイトと関係者専用サイトの2階層で構成されており、一般公開サイトでは地域の医療・介護施設等の基本情報を閲覧することにより、地域住民の医療・介護へのアクセス向上を支援しています。関係者専用サイトでは、医療・介護・障がい福祉の関係者向けに、一般公開サイトより詳細な情報を提供することにより、多職種間の連携・協力を支援しています。</p>
------	---

2-2 療養相談室【重点事業】

施策の柱⑤

事業概要	<p>在宅療養に関する相談を受け付け、医療機関と介護関係者との連絡調整や患者・家族の要望を踏まえた医療・介護資源の紹介を行います。</p> <p>そのほか病院や施設での研修や講義等を通して、看取り支援を含めて在宅医療の対応力・質の向上を図っています。また、相談対応力向上のため、関係機関へのアウトリーチを通して、顔の見える関係を構築、医療資源等を集約し、相談実績を基にした在宅療養に関する需要と供給を把握します。</p>		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	※年度別事業量については調整中		

2-3 在宅患者急変時後方支援病床確保事業

施策の柱⑤

事業概要	<p>在宅患者の急変時における緊急一時的な治療のために、板橋区医師会病院にて1日1床の病床を確保しています。また、当該病床の利用状況等の報告を受け、実績を管理しています。</p>
------	---

2-4 医療・介護連携情報共有システムの検討【重点事業】

施策の柱⑤

事業概要	<p>医療・介護の専門職が利用する、在宅療養患者の状態を多職種間で共有するためのシステムの運用を検討します。</p> <p>既に区内では板橋区医師会が中心となってシステムを活用していますが、区内の病院、介護事業所などでは、独自にシステムを導入している所もあり、異なるシステム同士の連携が課題となっています。東京都は「東京都多職種連携ポータルサイト」を開設し、円滑なシステムの連携を進めています。区は「東京都多職種連携ポータルサイト」を活用しながら、システムの利用普及・利用効果の検討等について関係機関と協力しながら効果的な運用を検討します。</p>		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
システム運用	※年度別事業量については調整中		

コラム：療養相談室

【概要】

平成 24（2012）年の開設からの取組の歴史や、看取り支援への取組などを記載する。

『東京都多職種連携ポータル』とは

ICTを活用した情報共有のためのポータルサイトです。「多職種連携タイムライン」と「転院支援サイト」の2つがあり、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進します。

①多職種連携タイムライン

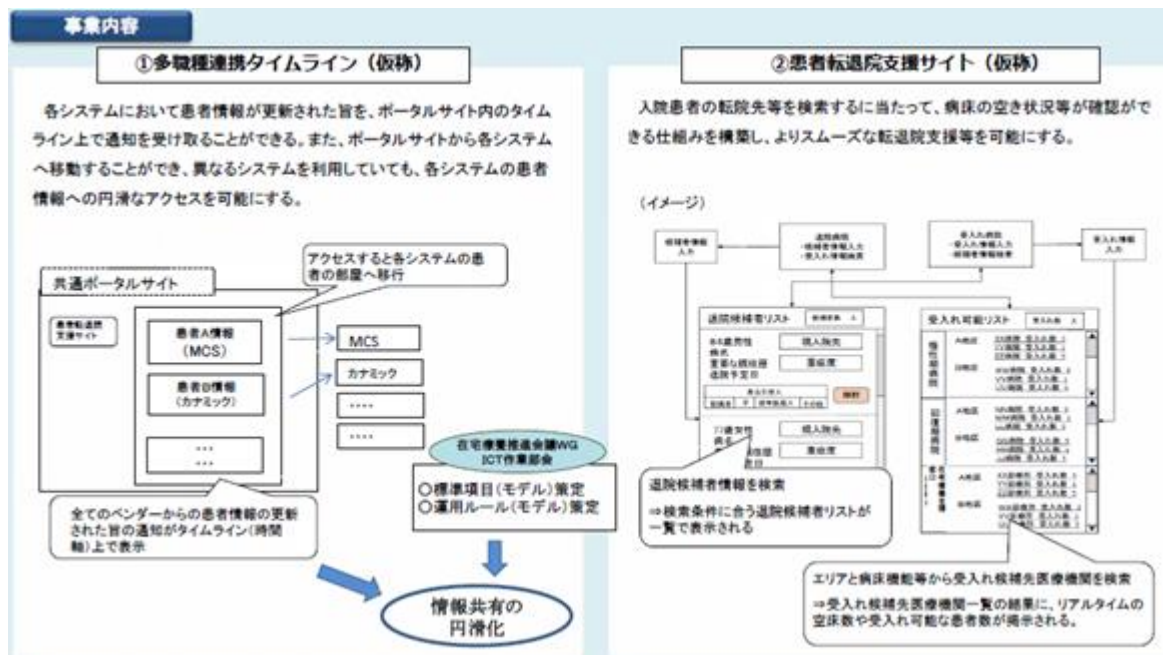
担当患者ごとにシステムが異なっている場合でも、一元的に患者情報の更新状況を確認でき、円滑に各システムの患者情報へアクセスできる仕組みです。

複数システムを利用する場合の業務の煩雑さが軽減され、医療・介護関係者の利用増が図られます。また、多くの地域との情報共有が必要となる病院の参画が促進されます。

②転退院支援サイト

転院元病院と受入側病院双方からのアプローチ機能を備えた退院予定患者の受入れマッチングを行う仕組みです。

空床情報等を踏まえた転院候補先の検索や、転院候補先からのアプローチが可能となり、効率的な転院先の選定が可能になります。



出典：東京都福祉保健局ホームページ

事業概要

医療と介護では、それぞれの保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、多職種が連携するための会議、グループワークなどの研修を通じて、地域の多職種がお互いの現状、役割、それぞれが抱える課題などを共有し、忌憚のない意見交換を行い、円滑な連携ネットワークづくりの支援を行っていきます。

また、会議・研修等はリモート形式による開催も検討します。

ア 板橋区在宅療養ネットワーク懇話会

地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。

また、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワークなどの研修等を行い地域のネットワークの構築を図ります。

イ 板橋区在宅医療推進協議会

医療・介護・福祉関係者が集まり、療養相談室・在宅患者急変時後方支援病床の実績報告等を行い、多職種間における意見交換を通じて在宅療養の推進に向け連携を図っています。

ウ 会議体の再編を中心とした連携体制の強化（地域ケア会議の充実）

○前計画において地域ケア会議として位置付けている複数の会議及びその他の既存の会議を整理し、地域ケア推進会議（仮称）、地域ケア個別会議（仮称）としての位置づけを明確にします。

○地域ケア推進会議において、医療・介護連携に係る課題の個別事例及び地域課題について、医療職・介護職・区職員等の多職種が専門的に検討し、地域課題の把握・資源開発に結び付け、多職種が連携し、高齢者のケアを高める機能を強化します。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 開催回数	※年度別事業量については調整中		
イ 年間開催回数			
ウ 地域課題の抽出数及び検討数			

③ 認知症施策

認知症は誰でもかかる可能性のあるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症であると推計されています。

板橋区では、前計画期間において、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の7つの柱に沿って、「認知症初期集中支援事業」、「あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス）の作成・普及」、「認知症サポーターの活動支援」、「認知症カフェの充実」の4つを重点事業として、認知症施策を推進してきました。

国は、令和元（2019）年6月に新オレンジプランを引き継ぐ「認知症施策推進大綱」を、取りまとめました。その基本的な考え方として、『認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」⁴と「予防」⁵を車の両輪として施策を推進していく』と示しています。

そのためには、誰もが認知症への理解を深め、共に支え合う地域づくりを進めるとともに、認知症の人の自立した活動を支え、適切な医療や介護、福祉につながり続けることのできる仕組みづくりや、認知症に備えた健康づくりや健康を維持するための取組を実施し、本人も家族もいきいきと暮らし、活躍できる社会の実現をめざす必要があります。

また、国は認知症施策推進大綱の基本的な考えのもと、1. 普及啓発・本人発信支援 2. 予防 3. 医療、ケア、介護サービス、介護者への支援 4. 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5. 研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿って、全ての施策を認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進するとしています。

今後は、これまでの取組による板橋区の強みと課題を整理するとともに、「認知症施策推進大綱」の5つの柱に沿った施策を、大綱の対象期間でもある令和7（2025）年を見据えて、「誰もが認知症に理解ある人に囲まれた住み慣れたまちで、希望や夢を語り、尊厳ある人生を歩み、笑顔いっぱいの暮らしを続けることができる」「認知症になってもあんしんなまち板橋」の実現をめざし、認知症施策を推進していきます。

⁴ 「共生」：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味。

⁵ 「予防」：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

認知症施策推進大綱 5つの柱

1 普及啓発・本人発信支援

事業の方向性▶ 認知症の正しい知識の普及と理解を深めるための取組を行います。また、認知症の人が自らの言葉で発信する機会をつくり、認知症の人と共に普及啓発に取り組みます。

- 実施事業**▶ 認知症サポーター養成講座
▶ キャラバンメイト養成講座（隔年）
▶ 世界アルツハイマーデー（9/21）関連イベント

2 予 防

事業の方向性▶ 認知症の進行を遅らせたり、認知症と共に暮らすことに備えるための講座等を実施します。

- 実施事業**▶ 認知症予防講演会
▶ 脳力アップ教室

3 医療、ケア、介護サービス、介護者への支援

事業の方向性▶ 認知症について気軽に相談でき、医療や介護サービス等に適時・適切につながる体制を整えます。介護者家族の負担を軽減することに取組みます。

- 実施事業**▶ もの忘れ相談
▶ 認知症初期集中支援事業
▶ 認知症アウトリーチ事業との連携
▶ 認知症支援連絡会
▶ 認知症カフェ運営支援・ネットワーク構築
▶ 認知症の方を介護する家族のための講座
▶ 認知症の方を介護する家族のための交流会

4 認知症バリアフリーの推進 若年性認知症の人への支援 社会参加支援

事業の方向性▶ 認知症の人一人ひとりが尊重され、希望をもった暮らしや社会参加ができる「地域共生社会」実現に向け、取り組みます。

- 実施事業**▶ キャラバンメイト連絡会
▶ 【認知症サポーター活動支援】
認知症サポーター中級講座、認知症サポーターのひろば
▶ 【見守り体制構築】認知症声かけ訓練
▶ 若年性認知症講演会

5 研究開発・産業促進・国際展開

事業の方向性▶ 認知症の予防や認知症とともに暮らせる地域づくりの研究の成果を区の施策に生かし、取り組みます。

- 実施事業**▶ 「東京都健康長寿医療センターとの連携」
高島平こころとからだの健康調査

○主な事業

3-1 認知症普及啓発

施策の柱④

事業概要

認知症の人や家族の一人ひとりが尊重され自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域で暮らす人も働く人も認知症への理解を深め、共に支え合う地域づくりを推進するため、認知症の正しい知識の普及啓発と認知症の人や家族からの発信を行います。

- 認知症サポーター養成講座の実施（企業、教育機関等との連携）
- 高齢者あんしん協力店登録
- 認知症キャラバン・メイト⁶養成講座の実施
- 世界アルツハイマーデーにおける普及啓発（広報いたばし、イベント）
- 図書館との連携による普及啓発
- 「認知症にやさしい図書館」の検討
- 本人ミーティングの開催準備

⁶ 認知症キャラバン・メイト：地域づくりの担い手として、認知症サポーター養成講座の講師や、認知症カフェへの運営・参加、地域包括支援センター（おとしより相談センター）やおとしより保健福祉センターと連携した事業への協力・参加をする方です。専用の講座を受講いただき、登録を行うことでキャラバン・メイトになることができます。

3-2 認知症予防・備え（認知症予防講演会・脳力アップ教室）【再掲】 (施策の柱②)

事業概要	認知症予防講演会の開催、認知症予防・備えを目的とした脳力アップ教室を実施します。コロナ禍による影響に対応するため、ICT等の活用も取り入れた、新たな教室の形を検討します。
------	---

3-3 認知症もの忘れ相談事業 (施策の柱②)

事業概要	認知症の普及啓発、早めの気づきと適時・適切な対応が可能な医療体制及び家族の支援体制の構築を図るため、もの忘れ相談医による専門相談を実施します。
------	---

3-4 認知症初期集中支援事業【重点事業】 (施策の柱②)

事業概要	認知症と疑われる症状が見られる高齢者に対し、早期に初期の集中的な介入を行うことによって認知症の悪化を防止し、地域における医療・介護にかかる様々なサービス提供資源を活用しながら、可能な限り在宅生活を継続できるような支援体制を構築します。 認知症初期集中支援チームを各地域包括支援センター（おとしより相談センター）に配置し、チーム員は地域の認知症サポート医と地域包括支援センター（おとしより相談センター）職員（看護職・福祉の専門職）の多職種で構成されています。チーム員会議において、対象事例についてのアセスメントを行い、チームの介入方法や、チーム員の役割を検討し、初期介入や、医療・介護サービスの導入を進め、必要に応じてチームでの訪問を行います。医療・介護サービス等の導入や今後の支援方針が確立し、それぞれの担当者に引継ぎができた時点でチームとしての活動を終了とします。
------	--

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム員会議	※年度別事業量については調整中		
支援対象者数			
医療/介護への引継(*)			

* 年度内チームでの支援が終了した者のうち、医療又は介護に引き継がれた割合

3-5 あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス） (施策の柱④)

事業概要	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを認知症の進行に合わせてまとめた「あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス）」と、地域ブロック別に地域の具体的な社会資源等を掲載した「地域版ケアパス」の作成、普及を推進します。 また、認知症の人やその家族の支援に関わる、地域包括支援センター（おとしより相談センター）職員、ケアマネジャー、訪問看護ステーション職員、デイサービス職員等が、認知症ケアパスを活用し、適切な支援が行えるよう「認知症ケアパス研修」を実施します。
------	--

3-6 認知症カフェ

施策の柱③

事業概要

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職等が気軽に集い、情報交換や相談等ができる場所を身近な地域の中に設置し、認知症に対する正しい知識を広げ、孤立しがちな本人や家族と地域のつながりの場を提供します。区は認知症カフェの開設・運営支援、カフェ同士のネットワーク化を図るための交流会、講演会等の開催、認知症カフェリーフレットの作成をすることで支援を行っていきます。

3-7 認知症家族交流会・家族講座

施策の柱③

事業概要

認知症の方を介護する家族のための交流会支援、ネットワークの構築、講座の実施により、介護者の負担軽減を推進していきます。

3-8 認知症サポーター活動支援【重点事業】

施策の柱④

認知症の人や家族の一人ひとりが尊重され自分らしく安心して暮らし続けられるよう、認知症の人も介護家族も生き生きと暮らし活躍できる地域共生社会をめざし、認知症の正しい知識の普及啓発と認知症の人や介護家族のパートナーとして活動する認知症サポーターの育成や認知症の人や介護家族のニーズに合った支援につなげる仕組みを地域ごとに構築します。

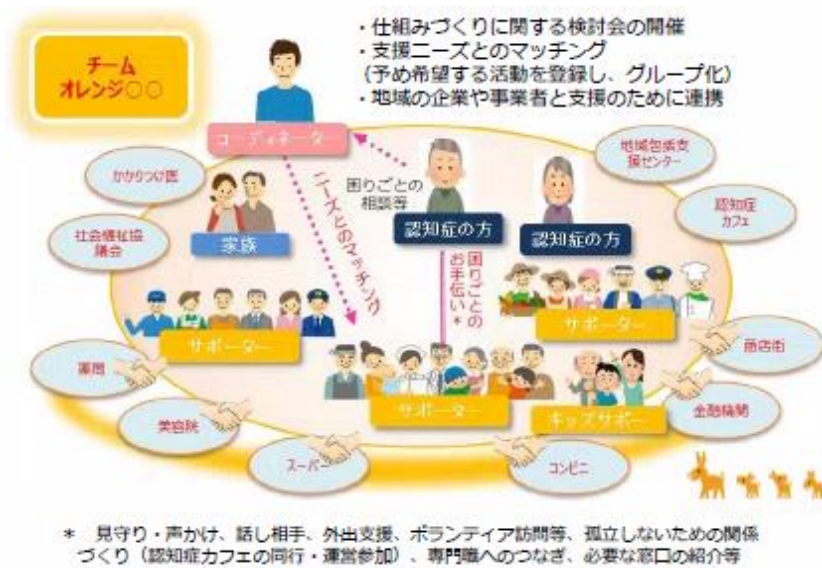
また、令和7（2025）年までに（仮称）チームオレンジの開始をめざし、コーディネーターの育成、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを中心としたチームづくり、活動拠点づくり等を検討します。

ア 認知症サポーター、キャラバン・メイト対象のスキルアップ講座や交流会
 認知症サポーターの中級講座及び交流会、キャラバン・メイト連絡会を開催し、スキルアップと活動の情報共有等により活動を支援します。

イ 認知症サポーターのひろば

認知症サポーターが地域でできることを自ら考え、取り組んでいくことができるよう、認知症サポーターが定期的に集まる会を実施します。取組の一つとして、認知症村芝居の公演や認知症カルタ作成をもとに認知症への正しい理解の普及啓発を推進する活動を行います。

事業概要



チームオレンジ：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター中級講座	※年度別事業量については調整中		
キャラバン・メイト連絡会			
認知症サポーターひろば			

3-9 認知症声かけ訓練

施策の柱④

事業概要

認知症によって、自宅がわからなくなったり、道に迷ったりした人を早期に発見するために、認知症サポーターを中心とした地域住民が実際に声をかける体験などを通じて、認知症の方の特徴や適切な対応の仕方を学びます。地域包括支援センター（おとしより相談センター）が中心となり、地域の団体や医療・介護の関係者、警察等と連携し実施します。

3-10 若年性認知症への支援

施策の柱⑤

事業概要

若年性認知症についての普及啓発や、講演会を開催し若年性認知症についての正しい理解を深め、患者本人や家族の支援を行っていきます。

3-11 板橋区認知症支援連絡会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化

施策の柱⑥

事業概要

認知症疾患医療センターをはじめとする地域の認知症に係わる医療・介護等の関係機関や関係団体との連携を強化し、地域での認知症の総合的な支援体制を構築するために、板橋区認知症支援連絡会を開催します。認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進するために、家族会等の意見を聴く場としても重要な役割を担っています。

また、東京都健康長寿医療センター（認知症疾患医療センター）との連携の強化を図り、医療・介護従事者の認知症対応力の向上のために同センターによる講演を依頼していきます。

コラム： 東京都健康長寿医療センターによる 高島平地域『ココからステーション』の取組

【概要】

平成 28（2016）～29（2017）年度に高島平地域の高齢者を対象に東京都が実施した調査結果に基づき、平成 30（2018）年度から「認知症とともに暮らせる社会」の創出とめざした地域づくり活動の内容について記載予定

④ 住まいと住まい方

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、それに比例して孤立する高齢者や認知症高齢者も増加しています。

令和元（2019）年度の板橋区区民意識意向調査においては、介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で住み続けるために、重要だと思うことを聞いたところ、40.4%の方が「ひとり暮らし高齢者などを地域で見守る体制の充実」と回答しています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、要介護1～5以外の高齢者（元気高齢者等を含む）のうち76.0%が、「今の自宅に住み続けたい、改修して住み続けたい」と回答しています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護のサービスに加え、インフォーマルな取組も含めた様々なサービスの組み合わせや地域での見守り、地域の事業者との連携・協働などにより、重層的に支えていく体制の構築を進めていく必要があることから、高齢者が自宅で安心して暮らしていける支援体制の充実に取り組んでいきます。

国では、高齢者の居住の安定確保に係る施策との連携の観点から、都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を課題として挙げています。

また、自宅と介護施設の間間的な住まいについての普及や、生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者施策とも連携しながら、住まいと生活支援を一体的に実施していくことが必要とされていることから、これらの課題についても検討を行っていきます。

○主な事業

▲4-1 見守り体制の拡充

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、このような高齢者の方をどのように見守るかが課題になっています。板橋区では、民生委員・児童委員による戸別訪問により高齢者の現状の聞き取り等を行い、支援が必要な方を適切な関係機関へつなぐとともに、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」への登録勧奨や「緊急通報システム」などの必要な高齢者福祉サービスの情報提供を行っています。

一方、見守りは地域で高齢者を助け合い、支え合う「互助」の取組でもあります。地域で緩やかな見守りを担う人材を育成・確保する研修の開催や、民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことで地域の見守り体制の拡充をめざしていきます。

事業概要	<p>毎年、民生委員・児童委員が区内の75歳以上[※]高齢者宅を訪問して、支援が必要な方を、地域包括支援センター（おとしより相談センター）や区の適切な高齢福祉サービスにつないでいます。都市部では全国的にも類を見ない個別訪問であり、板橋区の民生委員・児童委員の活動、地域福祉の源泉になっているといえます。</p> <p>※令和3年度は経過措置で74歳以上を訪問します。令和4年度からは75歳以上の高齢者を対象とします。</p>		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り調査の調査率 [※]	※年度別事業量については調整中		

※調査人数（前年度）÷名簿掲載人数（前年度）

コラム： 民生委員・児童委員による高齢者見守り調査事業

【概要】

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下での外出自粛による高齢者への影響など、民生委員・児童委員が例年とは異なる見守り調査により感じたことについて、板橋区民生・児童委員協議会相田会長のインタビューを記載予定

イ ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿事業【重点事業】

施策の柱④

事業概要	70歳以上でひとり暮らし高齢者を対象として、ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿を作成します。本名簿は警察、消防、民生委員・児童委員や区関係機関に配付し、情報を共有することで、緊急時に、関係機関が名簿を活用し、本人の安否確認や緊急連絡先への連絡を行います。		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規登録者	※年度別事業量については調整中		

※累計登録者数 5,339 件（令和2年現在）

ウ 緊急通報システム事業

施策の柱④

事業概要	65歳以上の高齢者のみの世帯及び日中独居世帯の方を対象に、自宅内で緊急時に専用通報機若しくはペンダントを押したとき、又は生活リズムセンサーが一定時間の生活動作を確認できないときに、民間緊急通報システム事業者の受信センターへの自動通報を行います。また相談ボタンを押して、健康・医療などについて相談することができます。
------	---

エ 高齢者電話訪問事業

施策の柱④

事業概要	65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で申し込みをされた方を対象に、電話相談センターから週に1回から2回電話することで、定期的な安否確認を行います。
------	--

オ 高齢者見守りキーホルダー事業

施策の柱④

事業概要	区に緊急連絡先や医療情報を登録してもらい、登録番号を記したキーホルダーを配付します。外出先で突然倒れたときなどに、警察・消防・地域包括支援センター（おとしより相談センター）等が登録番号により身元を確認し、緊急連絡先につなげることができます。
------	--

カ 地域見守り活動支援研修事業

施策の柱④

事業概要	地域で緩やかな見守りを行う人材を育成・確保するため、町会連合会、サロン、老人クラブ等を対象に見守りに関する研修（ゆるやかご近助さん養成講座）を開催しています。
------	---

キ 高齢者見守り地域づくり協定【重点事業】

施策の柱④

事業概要	<p>板橋区と民間事業者の間で協力体制を確立し、連携して見守り等の活動を行うことを目的として、以下のような取組に関する協定の締結をめざしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施 (2) 認知症の人やその家族を支える地域づくりへの協力 (3) 高齢者等の消費者被害の防止 (4) 各地域における第2層協議体（支え合い会議）への協力 (5) その他の地域活動支援など 		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	※年度別事業量については調整中		

4-2 身元不明等高齢者の保護

施策の柱④

事業概要	<p>道で迷っている（徘徊）認知症等の高齢者で、身元不明者（居所不明者）が地域で発見された場合、警察等と連携し休日・夜間も含め緊急的に保護し一時的に安心安全な状況を提供する仕組みを構築し、地域の見守り体制の強化を図っていきます。</p>
------	--

4-3 都市型軽費老人ホームの拡大

施策の柱⑤

事業概要	<p>都市型軽費老人ホームは、身体状況により自炊が困難な程度の低所得の高齢者が、地域で暮らし続けるための区民を対象とした入居型施設です。</p> <p>既存施設はほぼ満床の状況であり、特別養護老人ホームの入所対象とならない要介護1・2の認定を受けた方が入居できる施設として、今後も需要が見込まれます。</p> <p>東京都の指針に基づく特別養護老人ホームとの併設による整備に加えて、単独又は他のサービスとの併設も検討して、着実に整備を進めます。</p>
------	--

4-4 サービス付き高齢者向け住宅

施策の柱⑤

事業概要	<p>バリアフリー構造を有し、ケアの専門家が日中常駐し、生活相談、安否確認、緊急時対応等のサービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅で、介護サービスが必要な場合は併設の、又は近隣の介護事業所と別途契約して利用することができます。</p> <p>単身又は高齢者のみ世帯の方の入居を推進するため、東京都の補助制度を活用し、低廉な家賃設定による区民優先枠を設けることなどを条件として、事業者の参入を促進します。</p>
------	---

4-5 民間賃貸住宅における居住支援

施策の柱③

事業概要	<p>高齢者の民間賃貸住宅への入居は、貸主から契約を敬遠される傾向があり、立ち退き問題など生活基盤を揺るがす困難な状況に陥ってしまうこともあります。区では高齢者が希望する民間賃貸住宅の情報提供を行い、安定した生活を送ることができるよう、その方の状況に応じた支援を行っていきます。</p>
	<p><u>ア 高齢者等住宅情報ネットワーク事業</u></p>
	<p>高齢者等世帯の方に民間賃貸住宅の情報提供を行っています。</p>
	<p><u>イ 家賃等債務保証支援事業</u></p>
	<p>保証人の見つからない高齢者等の方に、区が協定を結んだ保証会社と保証委託契約を結んでいただく支援事業です。</p>
	<p><u>ウ 板橋区りんりん住まいるネット（板橋区居住支援協議会）</u></p>
	<p>高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、お困りの状況に合った支援サービスの情報提供を行っています。</p>

4-6 住宅の安心・安全バリアフリー化 高齢者住宅設備改修費助成事業

施策の柱⑤

事業概要	<p>要介護になっても可能な限り住み慣れた自宅で安心して住み続けることができるように、介護予防・自立支援・介護負担軽減に資する住宅改修が提供されることを目的に、手すりの取付けや浴槽の取替えなど住宅改修費の助成を行っています。</p>
	<p>併せて、介護保険制度も含めた住宅改修相談や、リハビリテーション専門職の訪問による技術支援を実施するとともに、施工事業者やケアマネジャーなど支援者のスキルアップをめざした研修会を実施しています。</p>

⑤ 基盤整備

平成 31(2019)年 1 月に改定された「板橋区人口ビジョン（2020 年～2045 年）」によると、板橋区人口は令和 12（2030）年以降、緩やかに減少トレンドを迎えるものの、高齢者人口は年々増加が推計されており、今後さらに介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

介護保険ニーズ調査においては、住まいについて約 6 割の高齢者が「今のまま、住み続けたい」と在宅での生活を希望しており、特に要介護 1・2 の方に比べ、要介護 3 以上の方の割合が高くなっています。

このような背景に基づき、介護が必要な高齢者が安心して在宅で暮らすことができるよう、地域密着型サービスの整備を進めます。

本計画期間においては、必要なサービスが区内全域で受けられるよう、施設整備の推進と利用促進に向けた取組を一体的に検討し、さらなる在宅サービスの充実を図ります。

特に、要介護度が高い方や医療ニーズがある方の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及拡大を、未整備の圏域を中心に重点的に取り組んでいきます。

その一環として、かつてナーシングホームなどの施設があった栄町の板橋キャンパスにおいて、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業として、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護を併設した地域密着型の介護サービス基盤を整備します。

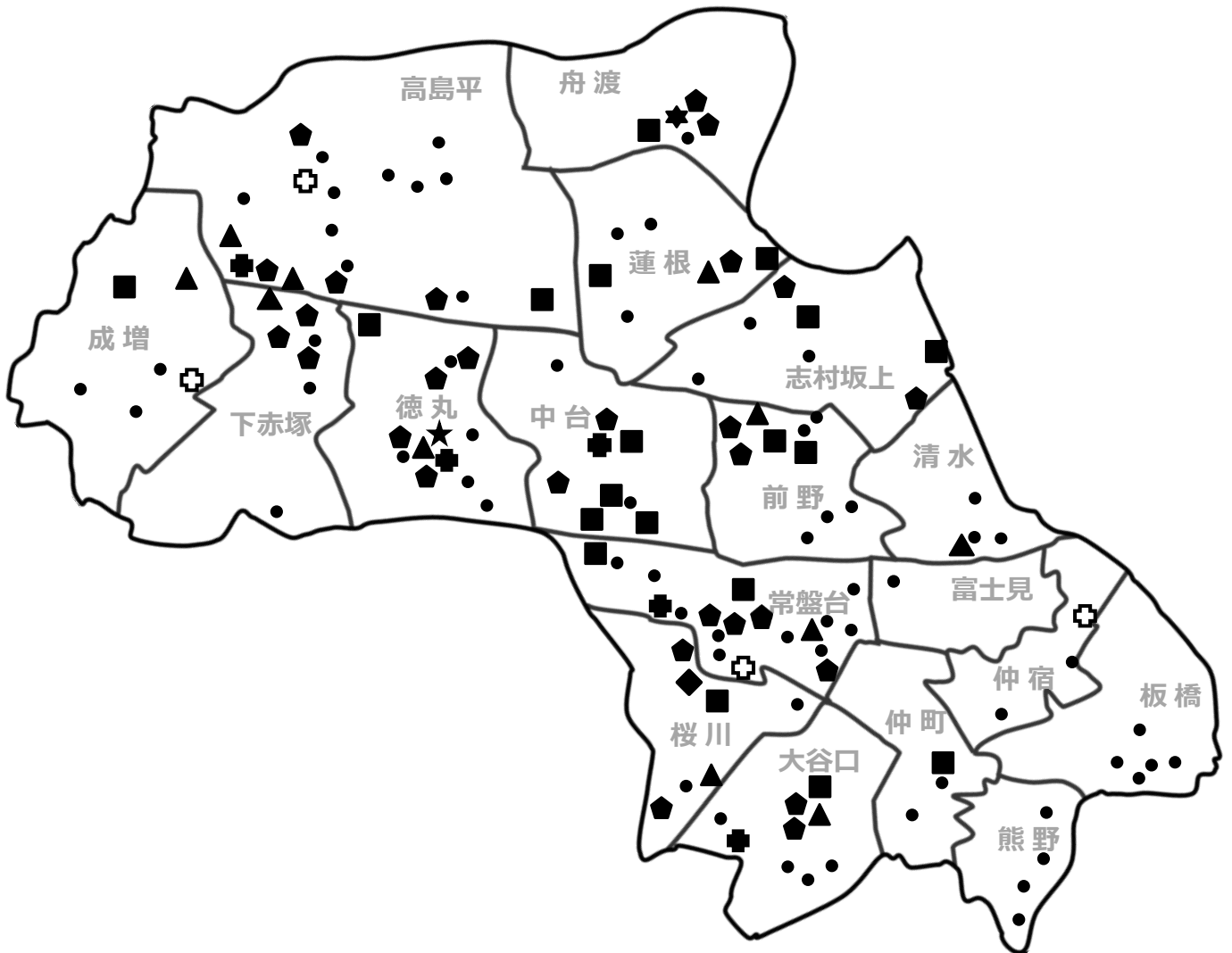
▶地域密着型サービス整備状況

日常生活圏域 サービス種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
	板橋	熊野	仲宿	仲町	富士見	大谷口	常盤台	清水	志村坂上	中台	蓮根	舟渡	前野	桜川	下赤塚	成増	徳丸	高島平	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						1	1			1							1	1	5
小規模多機能型居宅介護						1	1	1			1		1	1	1	1	1	2	11
看護小規模多機能型居宅介護												1							1
認知症対応型共同生活介護						2	4		2	2	1	2	2	2	3		4	4	28
認知症対応型通所介護				1		1	2		2	4	2	1	2	1		1	1	1	19
夜間対応型訪問介護																	1		1
地域密着型通所介護	6	4	2	2	1	4	10	3	3	2	3	1	4	2	3	3	5	10	68
特定施設入居者生活介護														1					1
介護老人福祉施設入所者生活介護																			0

令和 2 年 9 月 1 日現在

日常生活圏域別の地域密着型サービス事業所分布図

- : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (5)
- ⊕ : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 サテライト事業所 (4)
- ▲ : 小規模多機能型居宅介護 (11)
- ★ : 看護小規模多機能型居宅介護 (1)
- ⬠ : 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (28)
- : 認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) (19)
- ★ : 夜間対応型訪問介護 (1)
- : 地域密着型通所介護事業所 (68)
- ◆ : 地域密着型特定施設入居者生活介護 (1) () 内は事業所数



○主な事業

5-1 地域密着型サービスの整備

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【重点事業】				施策の柱⑤
事業概要	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と医療の一体的なケアや定期的な巡回などが必要な方の在宅生活を24時間体制で支える重要なサービスです。</p> <p>区内全域をカバーしたサービス提供ができるよう、事業者が参入しやすい環境整備を継続するとともに、サービス内容の理解を深める普及啓発を図っていきます。</p>			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中			

イ 小規模多機能型居宅介護【重点事業】				施策の柱⑤
事業概要	<p>小規模多機能型居宅介護は、利用者の状態に応じて、同じスタッフによる訪問・通所・宿泊サービスを組み合わせたサービスにより、単身高齢者や認知症高齢者などの在宅生活を支えています。</p> <p>住まいの近くにある身近な施設からサービスが受けられるよう、令和7（2025）年までに18か所の整備を目標に、圏域ごとの需要や実情等を考慮したうえで整備を推進します。</p>			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中			

ウ 看護小規模多機能型居宅介護【重点事業】				施策の柱⑤
事業概要	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護が加わった、医療ニーズがある方の在宅生活を支えるためのサービスです。</p> <p>看護職員や介護職員の確保に加え、事業の採算性や運営ノウハウの構築が困難なことなどから整備が進んでいません。</p> <p>運営実績がある事業者等からのヒアリングを参考に、事業者が参入しやすい環境について検討し、整備を推進します。</p>			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中			

工 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）【重点事業】 施策の柱⑤

事業概要	<p>認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者の増加に伴い、自宅での生活が困難な方の生活の場として、今後も整備が必要です。</p> <p>介護職員の確保が困難な状況から、事業者の公募に際しては、サービスの質に加え、職員の負担軽減を図る取組などに積極的に取り組む事業者の事業計画を支援します。</p> <p>また、整備圏域に偏在があるため、圏域間のバランスに配慮した整備を推進します。</p>		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中		

オ 認知症対応型通所介護

施策の柱⑤

事業概要	<p>認知症対応型通所介護は、認知症ケアに特化したデイサービスです。</p> <p>今後も必要なサービスと思われそうですが、一般的なデイサービスとの相違についての理解が進まないこともあって、利用実績は年々減少傾向にあります。</p> <p>本計画では、サービスの理解を深める方策を検討し、利用促進に向けた普及啓発に努め、事業者の事業継続を支援していきます。</p>
------	--

カ 夜間対応型訪問介護

施策の柱⑤

事業概要	<p>夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的な巡回と通報により、訪問介護員が居宅に訪問して、日常生活のお世話や、緊急対応をするサービスです。</p> <p>現在利用しているデイサービスや訪問介護サービスと組み合わせることにより、24時間体制のサービス提供が可能になる夜間対応型訪問介護の可能性について検討し、必要に応じた整備を推進します。</p>
------	---

キ 地域密着型通所介護

施策の柱⑤

事業概要	<p>地域密着型通所介護は、定員18人以下の小規模なデイサービスです。</p> <p>本計画に定める見込量とのバランスを考慮しながら指定基準を満たす事業者を指定します。</p>
------	--

ク 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の有料老人ホーム等） 施策の柱⑤

事業概要	<p>地域密着型特定施設入居者生活介護は、採算性の問題等により事業者が参入しにくい状況にあります。事業者の設置意向があれば相談に応じ、開設や運営に関する支援をしていきます。</p>
------	--

施策の柱⑤

ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

事業概要	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型特定施設入居者生活介護と同様に、採算性の問題等により事業者が参入しにくい状況であることから、事業者の設置意向があれば相談に応じ、開設や運営に関する支援をしていきます。</p>
------	---

⑥ シニア活動支援

シニア世代の社会活動は、就労、スポーツ、旅行その他の様々な趣味活動、町会・自治会活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など無数に挙げられます。

昨今のフレイル研究・調査により、体が衰える最初の入口となりやすいのは「社会参加の機会の低下」であることが明らかとなっており、シニア世代の社会活動への参加を支援することで、フレイル予防・介護予防の効果が大きいと期待できます。

また、元気で自立を維持できる高齢者を増やすことは、地域包括ケアシステムで支えられる側になる高齢者を減少させ、一方でシステムの担い手となる高齢者を増加させることにつながります。

しかしながら、前計画期間に取組を進めていく中で、「シニア世代の社会活動に関する情報が不足している」「社会活動のきっかけとなる誘いが無い」「一緒に活動する仲間がいない」「就労を希望する高齢者と仕事のマッチングが充分になされていない」といった課題も見えてきました。

この課題の解決に向けては、プレシニアを含めたシニア世代が「社会活動の意義・重要性を認識」し、「どんな地域活動があるのかを知り」、「やりたいことを見つける」ために必要な情報の発信や、情報を得たところからスムーズに活動にシフトし、継続していくことのできる仕組みづくりが求められています。

シニア世代の社会活動に関する情報の発信を様々な媒体・ルートの活用により強化し、情報を得たシニア世代がいきいきと社会活動を継続できる環境整備について、検討を進めていきます。

○主な事業

6-1 シニア世代活動支援プロジェクトの推進（シニア世代の社会参加・活動支援）

【重点事業】 施策の柱①

事業概要	<p>シニア世代活動支援プロジェクトでは、「意識啓発・情報提供」と「ガイダンス・トライアル事業」に主眼を置き、シニア世代の主体的な健康維持・増進と生きがいづくりにつながる社会活動への参加を促進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意識啓発と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大人の活動ガイド「ステップ」のPR (2) 「社会参画・社会貢献ニュース」発行 (3) プロジェクト推進講演会開催 (4) 福祉施設ボランティア推進事業 ○ガイダンス・トライアル事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援セミナー (2) コミュニティビジネス推進事業 (3) 絵本読み聞かせ講座 (4) 地域活動入門講座 (5) フレイル予防事業 <p>上記事業のほか、シニア世代が就労を通じて地域社会で活躍できる機会の創出のため、プロジェクトで設置している「就労支援等連絡協議会」を活用して板橋区・アクティブシニア就業支援センター（社会福祉協議会）・シルバー人材センター三者の連携を強化し、多様化するシニア世代の就業ニーズに応えられる仕組みづくりを協議・検討しています。</p>
------	--

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意識啓発と情報提供	※年度別事業量については調整中		
ガイダンス・トライアル事業			
フレイルチェック測定会の実施地域			

①フレイル予防事業

【概要】

フレイルサポーター養成講座を修了し、フレイルチェック測定会を主体的に運営しているフレイルサポーターへのインタビューを掲載予定（サポーターとしての活動内容や、社会参加の意義、コロナ禍におけるフレイル予防など）。

②絵本読み聞かせ講座

【概要】

絵本読み聞かせ講座を修了し、読み聞かせボランティアとして区施設等で活躍している区民の方へのインタビューを掲載予定（講座に申し込んだきっかけ、ボランティアとしての活動内容ややりがい等）。

6-2 板橋グリーンカレッジ

施策の柱①

事業概要

板橋区在住・在勤の60歳以上を対象とした、2年制の高齢者大学校と1年制の板橋グリーンカレッジ大学院からなる高齢者向けの事業です。

高齢者大学校では座学形式の講義を中心に、1年目は様々なテーマを幅広く学び、2年目は、文化文学・社会生活・健康福祉の3コースを用意し、受講生が1つのコースでより深く学ぶ機会を提供します。

大学院は、グループによる学習や課題研究を取り入れ、受講生同士の交流を深めながら、より高度な学習機会を提供します。なお、講座等の運営については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した工夫を行っています。

6-3 ふれあい館

施策の柱①

事業概要

60歳以上の方を対象に、健康の増進及び介護予防のためのレクリエーションの場を提供することで、高齢者の福祉の向上及び社会活動の増進を図っています。

主に、老人福祉法の規定に基づく事業として、生活・健康相談、教養講座（かくしやく講座）等の実施、クラブ活動（自主サークル等）の育成、各部屋の利用に関する業務などを行っています。

現在、板橋区内には5館ありますが、今後も現状の館数を維持しつつ、事業等のさらなる充実を図っていきます。

⑦ 啓発・広報

「板橋区版A I P」がめざす、“年を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続ける”という理念を実現するためには、区民の方々一人ひとりが在宅医療や介護、住まい、介護予防、生活支援等について理解し、「自分ができること」や「地域で取り組むこと」について考え、実践することが重要です。

そのため、前計画期間において、区民の方々への啓発・広報を一つの重点分野として、「板橋区版A I P」に関する広報紙の作成、広報いたばし及び板橋区ホームページ等を活用して、広く区民に対して普及・啓発を行ってきました。

しかしながら、現在はまだ「板橋区版A I P」についての認知度は、十分に高まっているとは言えない状況であるため、引き続き周知・広報に努めていくとともに、それぞれの施策・事業等を紹介する際には、内容のわかりやすさへの配慮に加え、文字の大きさやレイアウトなど高齢者の方が見やすい工夫などを行い、「板橋区版A I P」について、区民の方々一人ひとりに理解していただけるよう、普及・啓発を進めていきます。

○主な事業

区民への周知【重点事業】			
事業概要	<p>A I P広報紙「住ま居る～いつまでも笑顔で～」を年2回発行します。新聞折り込みによる全戸配布と関係機関に配布します。また、区ホームページの公開、板橋区版A I Pの紹介ポスターの掲示など、広く周知を行っていきます。</p> <p>今後は、A I Pの各事業について、それぞれA I P構築に向けた事業であることをわかりやすく明示できるよう紹介方法等を検討していきます。</p>		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
板橋区版A I Pの認知度	※年度別事業量については調整中		

令和元年度の認知度：約20%



A I P広報紙

「住ま居る～いつまでも笑顔で～」



板橋区ホームページ

(5) 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化

地域包括支援センター（おとしより相談センター）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。（介護保険法第 115 条 46）。

板橋区では、地域包括支援センターの通称を「おとしより相談センター」として、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職が連携し、高齢者とその家族を支える地域の窓口として運営しています。

地域包括支援センター（おとしより相談センター）では、総合相談支援業務（介護・福祉・保健・健康・医療の相談受付、適切なサービス等の案内など）、権利擁護業務（成年後見制度の活用・支援や高齢者虐待への対応及び消費被害の防止等）、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域の介護支援専門員支援、関係機関とのネットワーク構築などの、介護予防に関するサービス）、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務（事業・活動の紹介・ケアプランの作成など）を行っています。

地域包括支援センター（おとしより相談センター）の担当区域は、概ね日常生活圏域とされる地域センターの管轄区域とし、各担当区域を担う社会福祉協議会、民生・児童委員協議会をはじめ、第2層協議体等の地域を支える方々や事業者と、地域ケア会議等の会議体を通して連携しています。令和元（2019）年には、大谷口地域包括支援センター（大谷口おとしより相談センター）を開設し圏域を整理することで、センターの名称及び担当区域が概ね地域センターと一致するようになりました。

また、円滑な運営を図るため、各地域包括支援センター（おとしより相談センター）への個別ヒアリング等を実施し、把握した内容について評価分析し、更なる業務改善・人員の配置基準について随時検討を行うとともに、学識経験者や医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、介護施設や町会連合会、民生・児童委員協議会等地域の代表者で構成される「板橋区地域ケア運営協議会」⁷において、協議・検討を行っています。

今後も、各業務の充実を図るとともに、近年多発する水災害時の避難行動の理解促進に向けた取組や啓発を防災担当部門と連携して行うことなども含め、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けることができるよう、地域包括ケアの連携拠点としての役割を担っていきます。

⁷ **板橋区地域ケア運営協議会**: 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の設置等に関する事項の承認、運営、職員の確保に関することについて協議を行う機関。

構成員：学識経験者、東京都健康長寿医療センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、介護サービス事業所連絡会、主任介護支援専門員協議会、訪問看護ステーション会、町会連合会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、公募委員、区職員

地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化【重点事業】

施策の柱③

事業概要

地域包括支援センター（おとしより相談センター）の業務が多様化しているため、各センターへの個別ヒアリング等を通して把握した内容の評価分析し、更なる業務改善・人員の配置基準について随時検討を実施していきます。さらに、地域ケア会議の位置づけを整理し、明確にすることで、地域の支援ネットワーク構築及び連携の強化を図ります（P.60 ウ会議体の再編を中心とした連携体制の強化（地域ケア会議の充実）参照）。各センターが実施する人員の確保・育成に資するよう、業務の適正化を図り、地域を支える方々との連携を強化することで、地域の特性に合わせた地域包括支援センター（おとしより相談センター）運営を支援していきます。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討	※年度別事業量については調整中		

3 成年後見制度利用促進（板橋区成年後見制度利用促進基本計画）

施策の柱⑨

（1）計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なため、自分ひとりでは、契約や財産管理などを行うことが難しい方に代わって行う後見人などを選任し、その方の権利を守り、保護・支援する法的な制度で、平成12（2000）年4月1日から開始されました。

平成28（2016）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重されるべきこととされています。

また、平成29（2017）年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、区市町村に対しても、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

成年後見制度は権利擁護を担う制度の一つであり、支援の必要な方が安心して生活を送ることができるよう、本人の権利を守る制度です。

板橋区では、板橋区社会福祉協議会が平成17（2005）年度から権利擁護いたばしサポートセンターを設置・運営し、権利擁護に関する支援業務を区と連携して行っています。

権利擁護支援は国際社会共通の目標であるSDGsの「誰一人取り残さない」という社会にも通じるものであり、区は、成年後見制度について施策を進めるため、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に取り組みます。

（2）計画の位置づけ

区では、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画として位置づけます。

また、「高齢者保健福祉計画」に包含し、他の個別計画との連携・調整を図っていきます。

（3）計画の対象

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」は、認知症高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

（4）計画の期間

計画期間は、「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」に合わせて、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

(5) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、大きく分けて、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代理権を与えることを契約で結んでおく制度です。

一方、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所によって、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれる制度です。

なお、選任される成年後見人等は、家族等の親族後見人、第三者である弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人々が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）などに分類されます。

	任意後見制度	法定後見制度
制度の概要	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。
申立手続	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 →この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立を行う。	家庭裁判所に後見等の開始の申立を行う必要がある。
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等、任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。
後見監督人等 ^(注) の選任	全件で選任される。	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。

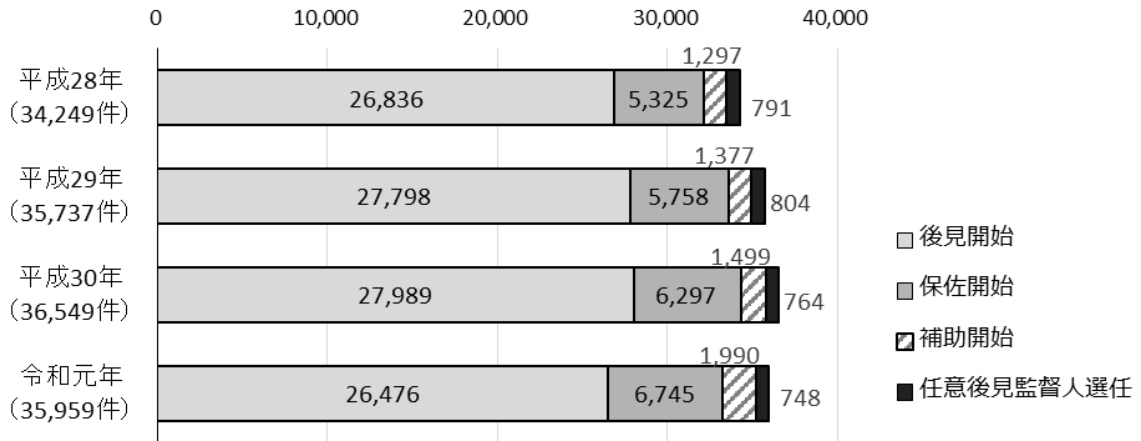
(注) 後見監督人等 = 法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

資料：厚生労働省「成年後見制度の現状」より

(6) 国の現況

① 申立件数について

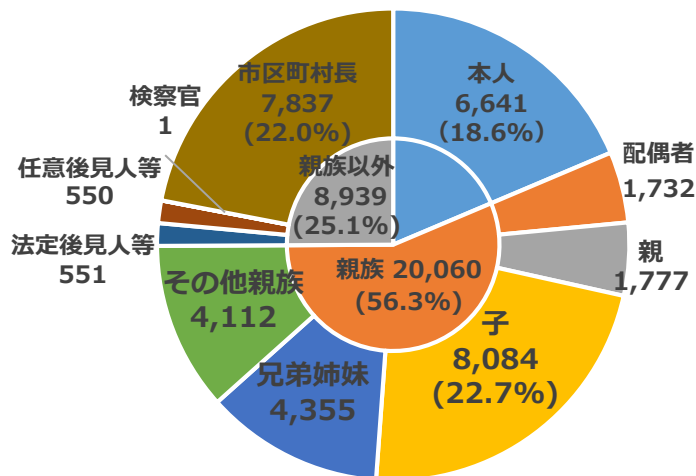
成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は、平成30（2018）年に過去最高の36,549件を記録しましたが、全体的な傾向としては、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」より

② 申立人と本人との関係について

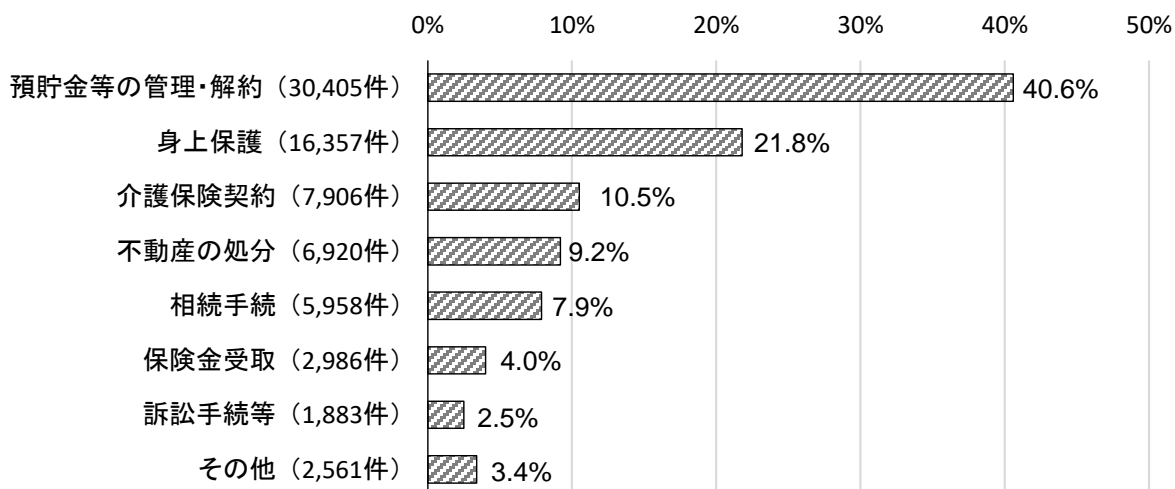
申立人については、本人の子が最も多く全体の約22.7%を占め、次いで市区町村長（約22.0%）、本人（約18.6%）の順となっています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」より

③ 申立の動機について

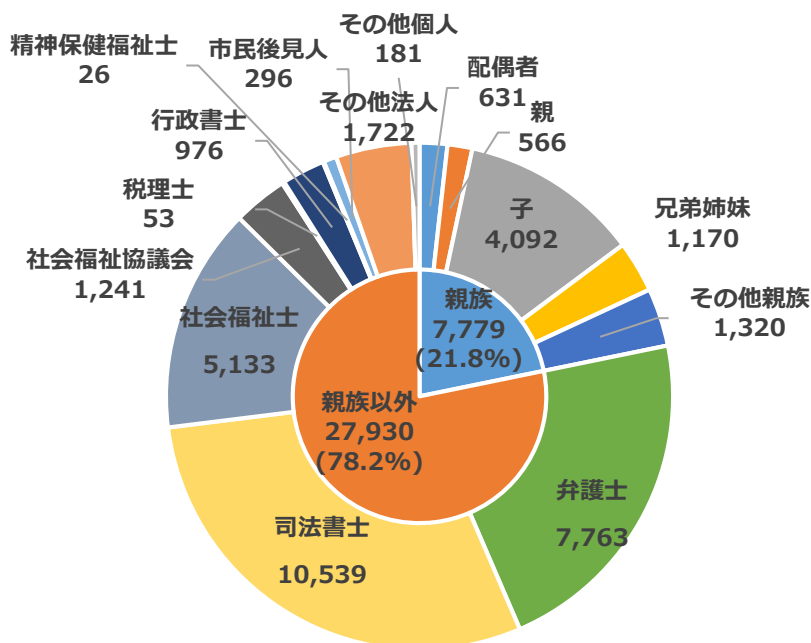
主な申立の動機としては、預貯金等の管理・解約が40.6%と最も多く、次いで身上保護が21.8%となっています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」より

④ 成年後見人等と本人との関係について

成年後見人等（後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係について、親族以外が成年後見人等として選任されたのは、全体の約78.2%となっており、親族が成年後見人等として選任された約21.8%を上回っています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」より

(7) 区の現況

① 対象者の推計

板橋区における要介護（要支援）認定者の認知症高齢者自立度の分布より、成年後見制度による支援を必要と推定される認知症高齢者は増加傾向にあり、令和元（2019）年度の時点で、見守り又は支援が必要な認知症高齢者は14,030人となっています。

障がい分野では、知的障がい者数と精神障がい者数も増加傾向にあります。

表①-1 認知症高齢者数の推移（板橋区）

（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立度Ⅰ以上	15,858	16,520	17,065	17,704	18,594
自立度Ⅱa以上	11,853	12,430	12,918	13,321	14,030

※自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活的には、ほぼ自立している状態

自立度Ⅱa以上：日常生活に支障を来すような認知症状があり、見守り又は支援を必要とする状態

表①-2 知的障がい者・精神障がい者数の推移（板橋区）

（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障がい者※	3,623	3,730	3,856	3,957	4,011
精神障がい者※	3,793	4,093	4,411	4,775	5,184

※統計上、障がい者手帳所持者を障がい者として計上

② 成年後見制度の利用状況

板橋区に住民票がある人による東京家庭裁判所に対する新規成年後見申立件数は、令和元（2019）年中は、192 件あり、そのうち後見類型での申立は 128 件で、全体の約 66%を占めています。

表②-1 成年後見申立件数（板橋区）（単位：件）

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
後見開始	151	158	135	128
保佐開始	23	17	31	46
補助開始	3	11	9	8
任意後見監督人	3	7	5	10
計	180	193	180	192

資料：東京家庭裁判所による区市町村別申立件数等調査結果より

板橋区における、区長による成年後見申立件数、成年後見報酬助成件数はほぼ横ばいであり、令和元年度は区長申立が 51 件、後見報酬助成が 51 件となっています。

表②-2 区長申立件数の推移（板橋区）（単位：件）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	45	49	61	45	50
知的障がい者	8	4	1	1	1
精神障がい者	0	3	1	0	0
計	53	56	63	46	51

表②-3 報酬助成件数の推移（板橋区）（単位：件）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	33	33	38	48	32
知的障がい者	6	6	8	8	8
精神障がい者	5	7	10	8	11
計	44	46	56	64	51

※報酬助成件数は、各年度の新規と継続対象者の総数

③ 成年後見制度に関する区調査の結果

区は、令和元（2019）年11月に介護保険ニーズ調査等（総回答人数4,687人）を実施しました。その結果、成年後見制度の認知度については、内容まで大体知っている人は全体の23.6%にとどまっています。

また、成年後見制度の利用意向については、制度を既に利用している・利用してもよい・一部なら任せてもよい人は合計で29.1%でした。

成年後見制度の相談窓口の認知度では、相談窓口を知っている人は11.4%でした。

表③-1 成年後見制度の認知度（板橋区）（単位：人）

	回答数	構成比
内容まで大体知っている	1,107	23.6%
聞いたことはあるが内容まで知らない	1,968	42.0%
知らない	1,219	26.0%
無回答	393	8.4%
合計	4,687	100%

表③-2 成年後見制度の利用意向（板橋区）（単位：人）

	回答数	構成比
既に利用している	99	2.1%
利用してもよい	876	18.7%
一部なら任せてもよい	388	8.3%
利用したくない	910	19.4%
わからない	1,992	42.5%
無回答	422	9.0%
合計	4,687	100%

表③-3 成年後見制度の相談窓口の認知度（板橋区）

	回答数	構成比
知っている	533	11.4%
知らない	3,646	77.8%
無回答	508	10.8%
合計	4,687	100%

▶知っている窓口（複数回答）

- ・地域包括支援センター（おとしより相談センター） 267（30.3%）
- ・権利擁護いたばしサポートセンター（社会福祉協議会） 120（13.6%）
- ・家庭裁判所（後見センター） 192（21.8%）
- ・法テラス 43（4.9%）
- ・専門職（弁護士・司法書士等） 219（24.8%）
- ・その他 25（2.8%）
- ・無回答 16（1.8%）

(8) 区と権利擁護いたばしサポートセンターとの連携

権利擁護いたばしサポートセンターは、板橋区社会福祉協議会が平成 17（2005）年度に設置・運営し、区が運営費を補助している成年後見制度の推進機関です。権利擁護いたばしサポートセンターは、権利擁護に関する総合相談や専門職による専門相談、金銭・書類管理などの地域福祉権利擁護事業（※）を実施するとともに、区と連携し、成年後見制度の区長申立の支援や理解促進などを行っています。

(※) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

区内で在宅生活をされている、認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がい、精神障がいなどある方で、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援する事業です。成年後見制度との密接な連携が求められています。

(9) 施策目標

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」は、「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」の基本理念、基本方針等を踏まえ、3つの施策目標を定め、具体的に取り組みます。

3つの施策目標

目標 1 利用者が安心できる制度の運用

目標 2 地域連携の仕組みづくり

目標 3 制度への理解促進

目標 1 利用者が安心できる制度の運用

誰もが住み慣れた地域で地域の人々と支え合いながら、尊厳を持って生活を継続していくためには権利擁護の支援が必要です。特に、認知症高齢者や障がい者の方が、判断能力が不十分となった時にサポートを受けられる仕組みが成年後見制度であり、その支援を必要とする方にとって、使いやすく、身近な制度であることが重要です。

制度の利用につながる相談対応の充実や適切な成年後見人等候補者の推薦、制度利用の負担軽減など、本人にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組みます。

① 相談対応の充実（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

権利擁護の専門機関として、権利擁護いたばしサポートセンターが、本人や親族、

福祉関係者や医療機関等からの相談を総合的に受け、必要に応じて関係機関と連携し、本人の成年後見制度利用等の支援を行います。

区は、権利擁護いたばしサポートセンターと連携して、相談対応の充実を図っていきます。

② 適切な後見人等候補者の推薦（権利擁護いたばしサポートセンター）

成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した、適切な成年後見人等候補者の推薦を行います。

②-1 親族等申立の後見人等の受任者調整			
事業概要	本人及び親族の申立の相談について、現在、権利擁護いたばしサポートセンターでは、制度の手続きの説明や必要に応じて関係機関の紹介を行っています。今後、成年後見制度利用対象者の増加を見据え、親族等申立について、後見人等の受任者(親族後見人等を含む)調整や支援会議の実施等の運用体制の整備を図ります。		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親族等申立の後見人等の受任者調整	※年度別事業量については調整中		

③ 制度利用の負担軽減（区）

認知症等により物事の判断能力が不十分で、家族や親族等からの支援が得られない方に対しては、権利擁護に関する調整会議を経て、区長が審判申立手続きを行います。

また、利用者が成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、区が助成することにより、必要な方が必要なときに制度を利用できるよう支援します。

③-1 区長による審判請求手続き（区長申立事務）			
事業概要	成年後見制度の利用が必要であると認められる者で、家族や親族等による申立が期待できない場合に、区長が家庭裁判所に後見開始等の審判請求手続きを行います。		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区長申立事務件数※	※年度別事業量については調整中		

※高齢者と障がい者の総件数

③-2 後見報酬費用の助成

事業概要	成年被後見人等で、低所得等の事情により、後見人等への報酬を負担することが困難な方に区が助成します。		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見報酬費用の助成件数※	※年度別事業量については調整中		

※高齢者と障がい者の総件数

目標2 地域連携の仕組みづくり

① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

成年後見制度は必要な方の本人らしい生活を守るための制度です。成年後見人は本人の意思を最大限に尊重する必要がありますが、成年後見人が単独で、本人の意思を判断することが難しい場合には、本人の身近な支援者であるケアマネジャー等を含めた「チーム」による意思決定支援が必要です。「チーム」は成年後見人を孤立させないことにもつながります。

また、これらを主体的に進めていく機関が必要であり、その機関を中心とした地域のネットワークを構築し、地域全体で成年後見制度の利用促進の醸成を図っていくことが重要です。

区は、令和3（2021）年度から権利擁護いたばしサポートセンターを、国の成年後見制度利用促進基本計画に定められている地域連携ネットワークの中心となる中核機関（※）と位置づけ、高齢者や障がい者の権利擁護と成年後見制度利用促進に向けた取組を推進していきます。

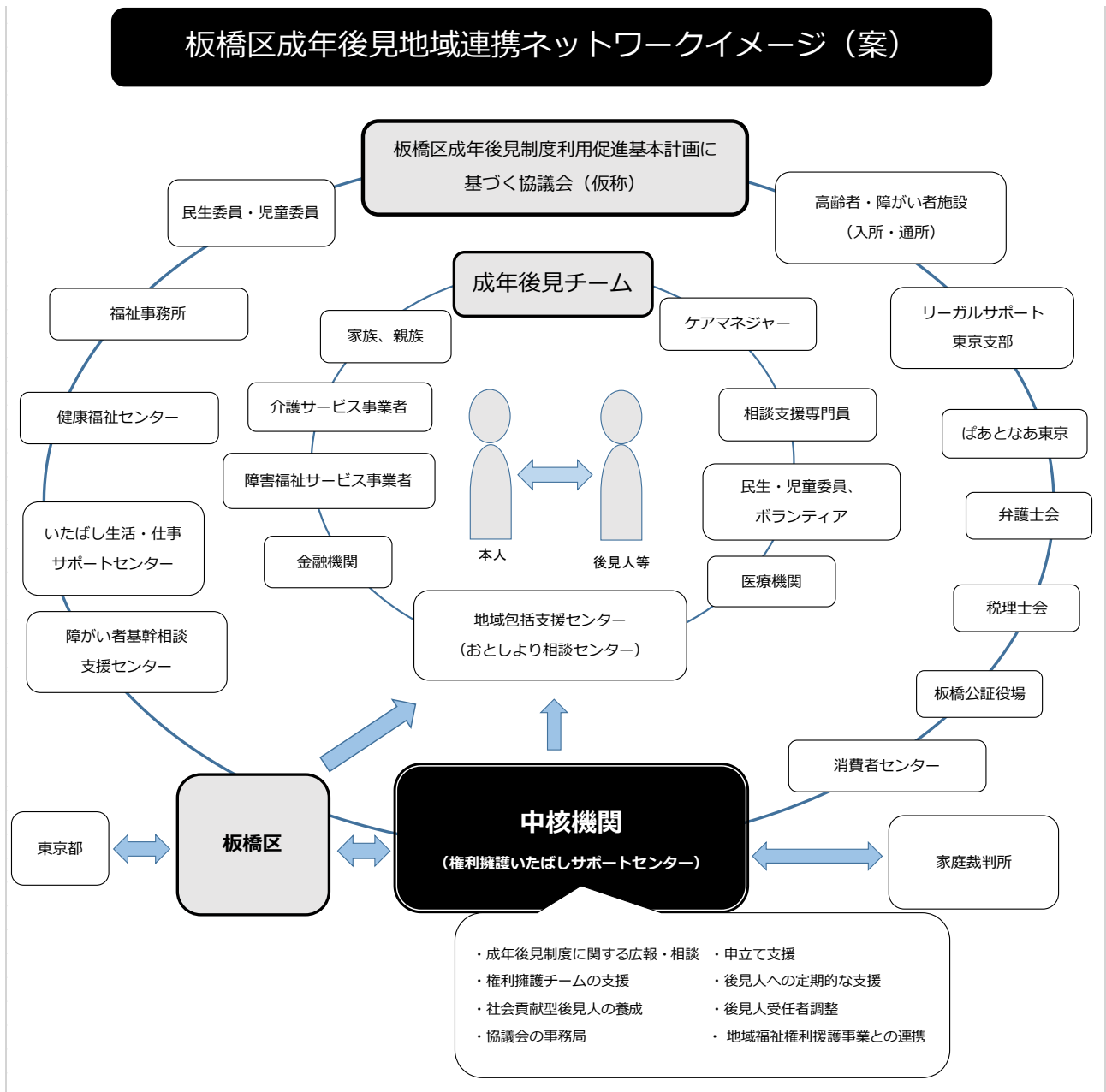
ア チームによる意思決定支援

必要に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくり、支援を行っていきます。

イ 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会の開催

個々のケースに対応する「チーム」に対し、法律や福祉等の専門職や関係機関等が適切な支援を行えるよう、課題の検討や連携強化・協力体制の構築を目的とした会議（協議会）を開催します。

図表 板橋区成年後見地域連携ネットワーク



※中核機関

「中核機関」とは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことで、「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」を担います。

「広報機能」「相談機能」「成年後見利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能が求められ、この4つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されます。

② 後見人の担い手の確保（権利擁護いたばしサポートセンター）

団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢世代がさらに高齢化し、困窮化、孤立化する令和 22（2040）年を見据え、成年後見制度の需要に対応していくためには、後見人の担い手の確保が求められています。

親族等が後見業務を行う場合には、安心して業務に取り組むことができるよう、日常的な相談に応じるなど定期的に活動を支援する体制を整備します。

また、地域資源を活用した社会貢献型後見人（市民後見人）については、社会福祉協議会に既に登録されている社会貢献型後見人候補者に対し、継続研修の実施を通して後方支援を行います。

その他、社会福祉法人等が、長期に渡って成年後見制度を利用する可能性のある方等の必要な区民に対し、団体として受任する法人後見があります。

②-1 親族後見人等への定期支援

事業概要	親族後見人等の孤立や不安などを解消し、後見等業務に取り組みやすくできるように定期的に活動を支援する体制を整備します。		
指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
親族後見人等への定期支援	※年度別事業量については調整中		

②-2 社会貢献型後見人（市民後見人）候補者の活動支援

事業概要	平成 26 年度まで、東京都で実施していた社会貢献型後見人の研修終了者で、板橋区社会福祉協議会に登録されている社会貢献型後見人候補者に対し、研修会を通して、知識やスキルの向上を図りつつ、成年後見制度の利用支援を地域で行う人材として支援していきます。		
指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
研修会の実施	※年度別事業量については調整中		

目標3 制度への理解促進

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由から、制度の利用につながっていない場合が見受けられます。

権利擁護いたばしサポートセンターは、成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用できるよう、講演会やリーフレット、ホームページの活用等、多様な広報事業を通して、制度の周知と正しい理解の促進を図るとともに、区民生活における制度の定着を推進していきます。(区・権利擁護いたばしサポートセンター)

1 区民への普及啓発

事業概要	区民向けに弁護士等の専門職による講演会を開催します。また、制度の周知啓発用のパンフレットをよりわかりやすいものに見直し、制度の広報を図ります。		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民向け講演会の開催回数	※年度別事業量については調整中		

2 支援関係者への普及啓発

事業概要	事業者等の区内関係機関向けに、権利擁護事業の説明会の実施や地域連携ネットワークを活用し、周知啓発を行います。		
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援関係者向け説明会の開催回数	※年度別事業量については調整中		

4 その他関連施策等

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の概要

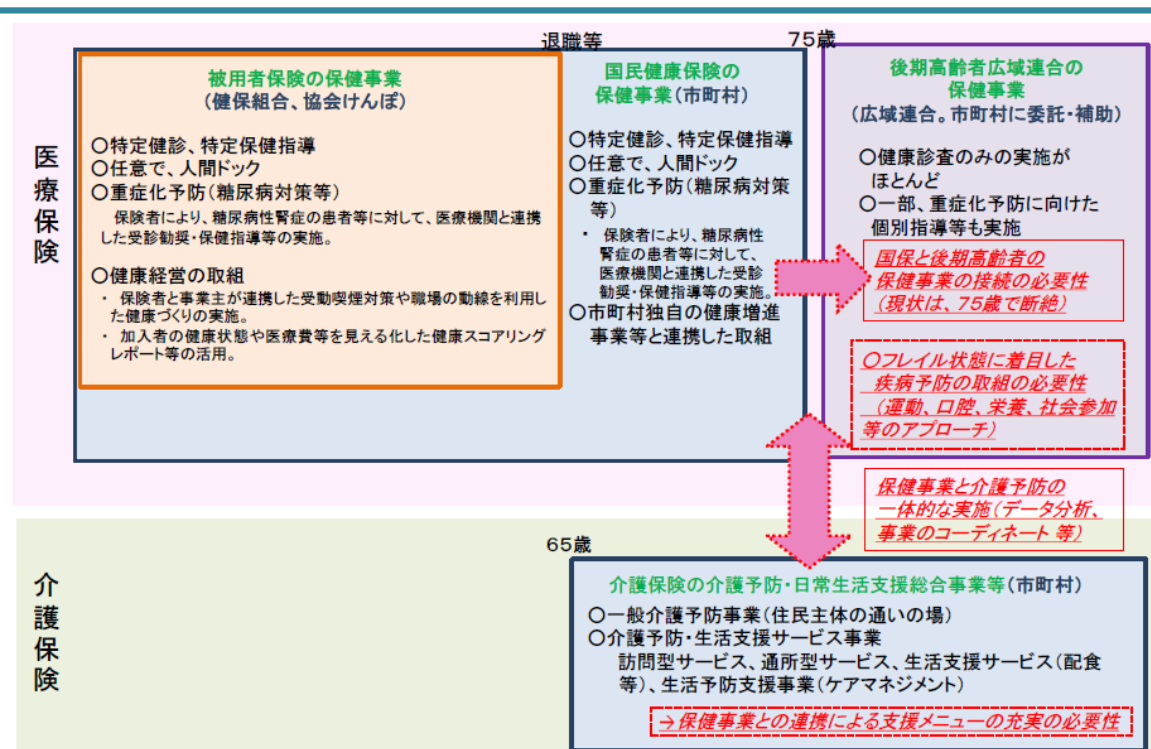
国（厚生労働省）は、団塊ジュニアが高齢者となる令和 22（2040）年までに健康寿命の延伸を図ることを目的とした取組の一つとして、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施することを重点取組分野としています。

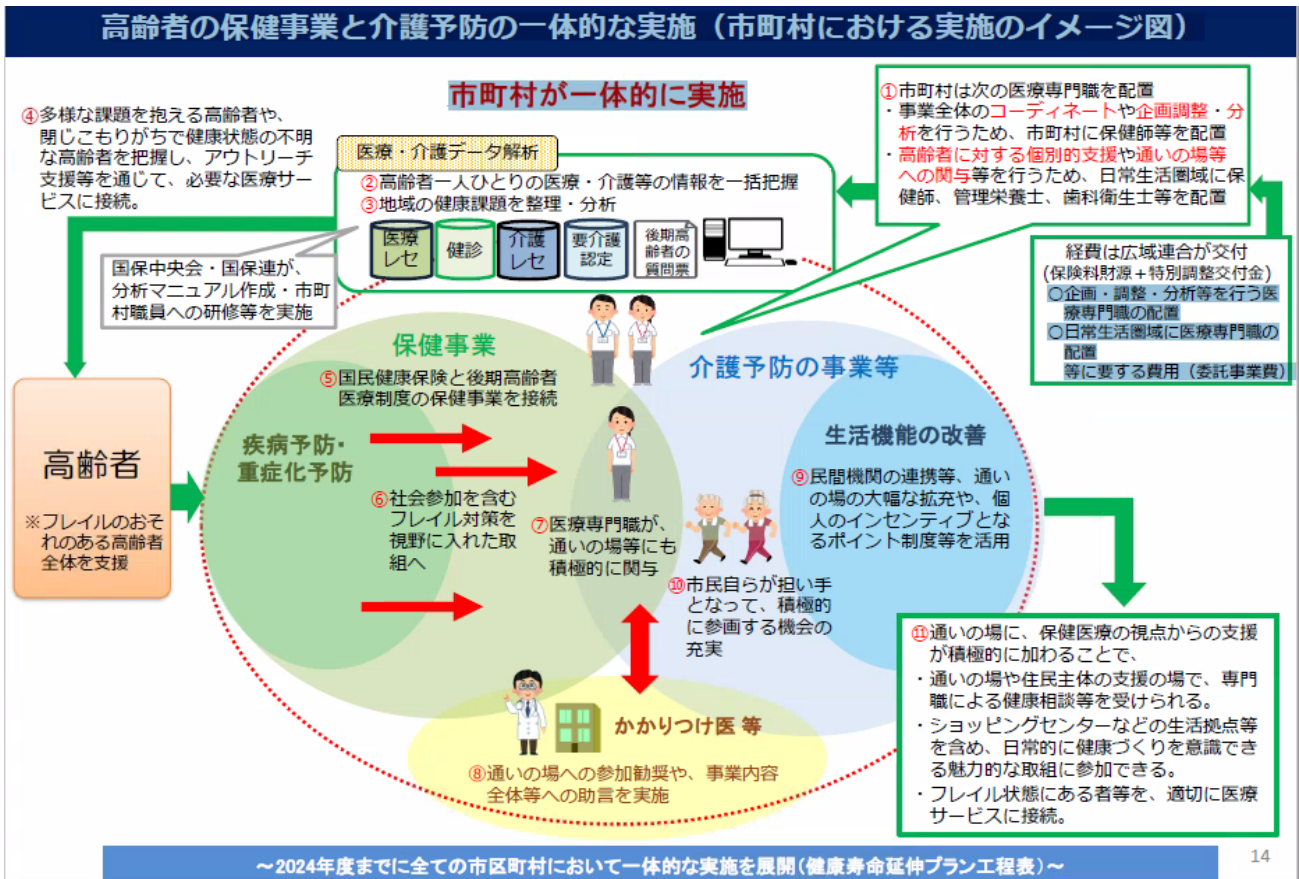
わが国の医療保険制度においては、75歳に達すると、それまで加入していた国民健康保険等から後期高齢者医療制度の被保険者に移動しますが、各種の保健事業については、各保険者の責任において実施しているため、適切に継続されていませんでした。また、75歳以降の保健事業は広域連合が主体となり、介護予防の取組は区市町村が主体となっているため、各々の健康状況に一体的に対応できていないという課題があります。

この課題解決に向けて、令和元（2019）年5月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年第9号）が公布され、令和2（2020）年度から区市町村による高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進されることとなりました。今後、医療・介護・健診情報を一元管理するデータベースシステムを活用し、地域の健康課題を分析したうえで、通いの場等を主とした介護予防・日常生活支援総合事業と健康保険の保健事業の一体的な実施を検討していきます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、閉じこもりにより地域社会とのつながりが途絶えてしまう懸念のある高齢者等に対する必要な支援についても検討していきます。

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)





○主な事業

1-1 糖尿病重症化予防事業（拡充）

【事業概要】

○医療機関受診勧奨

前年度特定健康診査等受診者（40歳から74歳までの国保加入者）で、基準に該当した糖尿病疑いの未受診者・受診中断者を対象に実施していましたが、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者にも拡充し、電話で受診を勧奨します。

○予防指導

前年度特定健康診査等受診者（40歳から74歳までの国保加入者）で、基準に該当した糖尿病性腎症疑いの者を対象に実施していましたが、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者にも拡充し、重症化予防プログラムを実施し、自分で体調管理をできるように促し、重症化を遅らせます。

1-2 フレイル健康診査

【事業概要】

○質問票の作成

国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査は、メタボリックシンドロームに着目していましたが、フレイル等の高齢者の特性を把握するため、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者に対しての質問票を新たに作成します。

コラム： フレイル健康診査について

【概要】

フレイル健康診査や区が把握している高齢者の医療・健康診査・介護の情報を組み合わせて分析し、活用していく取組について記載予定。

(2) 介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減

施策の柱⑥

1 介護を取りまく環境

超高齢化の進行によって介護を必要とする高齢者の増加が続き、国の推計では令和7（2025）年には約55万人の介護人材が不足すると見込まれています。前計画期間においても、国や東京都、板橋区を含めた各自治体では介護人材の確保を重要事項と捉え、連携した取組を実施してきました。

しかし、介護関連職種の有効求人倍率は、依然として全職業平均を大きく上回る水準で推移しており、介護現場での人材不足は深刻さを増しています。

令和元（2019）年度に実施した板橋区介護サービス事業所調査でも、人材不足により新規利用者の受入れを断ったことが「ある」と回答した事業所の割合は、訪問系⁸事業所で57.6%、居宅介護支援事業所で41.1%に上っています。

地域における質の高い介護サービスの安定的な供給は、地域包括ケアシステムを支える重要な要素です。今後、労働人口の減少が急速に進んでいく中で、介護保険制度を持続させ、地域での高齢者の自立した生活を支援していくためには、今まで以上に総合的な人材確保の取組や介護現場の負担軽減が求められています。

2 人材の確保・育成・定着支援

これまで板橋区では、総合事業における生活援助訪問サービス従事者の確保支援事業や、令和2（2020）年度からは介護職員初任者研修課程受講料助成事業を開始するなど、人材確保に対する取組を実施してきました。

第8期計画期間においては生活援助訪問サービス従事者確保支援事業を介護に関する入門的研修及び就労相談会事業に拡充して実施するなど、元気高齢者をはじめとする多様な人材に介護分野の担い手として活躍してもらえよう、人材の裾野を広げる取組をさらに進めていきます。

裾野を広げる取組としては、介護の仕事の魅力ややりがいを知ってもらうことも重要なことから、小中学生から高齢者まで幅広い世代を対象とした情報発信や働きかけのあり方を検討していきます。

3 介護現場の負担軽減

人材の確保と並行して、専門知識を持つ介護人材が利用者のケアに集中でき、質の高いサービスを提供できる環境の整備が必要です。国や東京都が実施する支援事業の周知を強化して、介護事業所における業務仕分けや介護ロボットの導入、外国人人材、ICT機器の活用を後押しするとともに、各介護事業所におけるキャリアパスの確立や処遇改善加算の取得など労働環境の整備に向けた支援も検討していきます。

介護分野で働く人材が利用者や家族から感謝され、やりがいを持って働き続けられるよう、今後も国や東京都と連携して、人材確保と負担軽減の両面から総合的な取組を進めていきます。

また、地域における助け合い・支え合いの活動を拡げていくことも、高齢者が介護サービスだけに頼らない自立した生活を送る一助となり、人材不足の緩和にもつながっていきます。認知症サポーターや生活支援を担うボランティアの育成など、地域における相互扶助の取組を進め、高齢者を含めたあらゆる世代の参加を促していくことで、高齢者が支えられる側だけでなく担い手にもなる地域づくりをめざしていきます。

⁸訪問系：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、予防訪問、訪問入浴介護

○第 8 期計画期間における主な取組

人材確保事業	介護職員初任者研修課程受講料助成事業	継続
	介護に関する入門的研修及び就労相談会事業	拡充
	福祉修学資金貸付制度	継続
人材育成支援事業	主任ケアマネジャー支援事業	継続
	介護サービス従事者研修	継続
	福祉用具研修	継続
人材定着支援事業	介護サービス従事者勤続表彰事業	継続
介護現場の負担軽減	介護分野の文書に係る負担軽減に向けた具体的取組	拡充

▲人材確保事業

1-1 介護職員初任者研修課程受講料助成事業

【事業概要】

介護職員初任者研修課程は、介護の仕事をするうえで最も基本的な知識・技術を学ぶ研修で、修了者は身体介護を含めた介護業務を行うことができるようになります。

板橋区では令和 2（2020）年度から、介護職員初任者研修課程を修了し、一定期間継続して区内介護事業所で就業している方に対して、受講料の助成を行っています。

令和元年度に実施した板橋区介護サービス事業所調査では、事業所が区に求める人材確保施策として「資格取得時の費用補助の充実」が最も多かったため、第 8 期計画期間においても本助成事業を継続し、介護人材の確保や育成を図っていきます。

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成件数	※年度別事業量については調整中		

1-2 介護に関する入門的研修及び就労相談会事業

【事業概要】

介護に関する入門的研修は、これまで介護に関わりがなかった方に入門的な知識や技術を学んでもらい、不安なく介護分野に就労してもらえよう、後押しすることを目的に、厚生労働省により創設されました。

板橋区では平成 30（2018）年度から生活援助訪問サービス従事者養成研修を実施し、介護の担い手を増やす取組を進めてきましたが、令和 3（2021）年度からは研修カリキュラムを拡充し、介護に関する入門的研修として実施していきます。

元気高齢者や子育てが一段落した方など、より幅広い層の方に研修を受講してもらえよう、周知に力を入れていくとともに、研修修了後には区内の訪問型・通所型サービス事業所との就労マッチング支援を行って介護分野への就労を支援します。

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サービス従事者	※年度別事業量については調整中		

1-3 福祉修学資金貸付制度

【事業概要】

社会福祉士、介護福祉士など対象となる6職種の学校、養成施設*に在学又は入学許可を受けている区民の方で、経済的理由により修学困難な方に対し、無利子で修学等に必要な資金を貸し付け、福祉分野での修学を支援します。卒業後、板橋区内の医療施設・福祉施設*に5年間継続して勤務することで、修学資金の返還は全額免除になります。（*は対象外施設があります）

- 対象職種：社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、
歯科衛生士

▲人材育成支援事業

2-1 主任ケアマネジャー支援事業

【事業概要】

ひとり暮らしや認知症高齢者の増加に伴い、多方面に課題を抱える支援困難な方が増加していることから、ケアマネジメントスキルの高いケアマネジャーの育成が求められています。

板橋区では地域包括支援センター（おとしより相談センター）や板橋区主任介護支援専門員協議会と連携・協働し、研修や連絡会を通じて、ケアマネジメント力の向上や医療・介護連携の推進など、主任ケアマネジャーが中心となって、地域における包括的・継続的ケアマネジメントが実践していける体制づくりを支援していきます。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
主任ケアマネジャー研修 主任ケアマネジャー連絡会	※年度別事業量については調整中		

2-2 介護サービス従事者研修

【事業概要】

介護保険サービスやケアの質の向上をめざし、居宅介護支援事業、訪問・通所・入所介護事業、住宅改修関連事業に携わる従事者のスキルアップを図る研修を実施します。研修の実施にあたっては感染症予防対策を行うとともに、規模の縮小や研修形態の見直し、オンライン研修の導入などを検討していきます。

- ①ケアマネジャー研修（新任研修・現任研修）
- ②介護職員研修（新任研修・中堅研修・認知症ケア研修）
- ③住宅改修関連事業者研修（住宅改修を多職種が連携して進めるための基礎知識）

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネジャー研修 介護職員研修 住宅改修関連事業者研修	※年度別事業量については調整中		

2-3 福祉用具研修

【事業概要】

福祉用具専門相談員、ケアマネジャー、リハビリテーション専門職など、福祉用具の相談を受ける職員のスキルアップに向けた研修を実施しています。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修	※年度別事業量については調整中		

▲人材定着支援事業

3-1 介護サービス従事者勤続表彰事業

【事業概要】

永年にわたり介護サービスを通して区民に貢献してきた、他の模範となる方に対し、区長から表彰状を贈呈し、顕彰する事業です。

令和元（2019）年度には出産・育児・介護などを経て復職した方など、より幅広い人材に対する勤労意欲の向上や定着につながる取組となるよう、対象要件の見直しを行いました。今後も、経験豊富で質の高い介護職や医療職の方々に区内事業所で永く活躍していただくための側面支援を続けていきます。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被表彰者数	※年度別事業量については調整中		

▲介護現場の負担軽減

4-1 介護分野の文書に係る負担軽減に向けた取組

【事業概要】

介護分野の人材不足が深刻化する中で、質の高い介護サービスを安定して供給していくためには、専門知識を持つ限られた人材が利用者のケアに集中できるよう、介護現場における業務の仕分けと効率化を進めていくことも重要です。

介護保険事業の運営に伴い、国、指定権者⁹、保険者（東京都・板橋区）、介護サービス事業者の間でやり取りされる文書を削減し、事務手続に係る負担の軽減を図っていくことも、業務効率化に向けた取組の一つとして検討が進められてきました。

板橋区においても、国から示された①簡素化、②標準化、③ICT等の活用の3つの観点に従って、指定申請・報酬請求・指導監査に係る文書の内容を精査し、前計画期間中から文書事務に係る負担軽減に向けた取組を進めてきました。

第8期期間においても取組を継続し、介護従事者が介護に集中できる環境整備を進めていきます。

⁹指定権者：事業所の開設許可を出す自治体。区が指定権者となっているサービスには地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスがある。

負担軽減に向けた文書量削減の具体的な取組

種類	国が示す取組項目	具体的な取組	実施状況 (予定年度)	
指定申請・報酬請求	簡素化	押印及び原本証明の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「変更届書」、「廃止・休止・辞退届」の見直し 原本証明は求めない 	令和3年度以降検討 実施済
		提出方法（持参・郵送等）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 原則郵送とする (新規指定の申請に関しては新規事業所とそれ以外の事業所でケース分けを実施) 	実施済 {令和2年度} 検討
		人員配置に関する添付資料の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業における人員配置書類を一部不要とする見直し 人員配置基準に該当する資格者証の写しのみ必要とする 	令和2年度 実施済 令和3年度 実施
		従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表様式例の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 国が提示予定（令和2年度中）の参考様式に則った見直し 	令和3年度 実施
		施設・設備・備品等の写真の簡素化【指定申請のみ】	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の必要写真の精査を実施 	令和3年度 実施
		(特定)処遇改善加算の申請様式の簡素化【報酬請求のみ】	<ul style="list-style-type: none"> 国が提示している一本化した計画書、報告書様式の使用開始及び同様式をホームページに公開 	実施済
		変更届の頻度等の取扱い見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国の見直し案（令和2年度中）に則った見直し、簡素化を実施 	令和3年度 実施
		併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化		
		更新申請時に求める文書の簡素化		
		標準化	H30 省令改正・様式例改訂の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> H30 省令改正・様式例改訂に即した変更（全サービス）
様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等）	<ul style="list-style-type: none"> 国の様式例整備（令和2年度中）に則った見直しを実施 		令和3年度 実施	
ICT	申請様式のホームページにおけるダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> 編集可能な Excel ファイル形式にて申請様式を公開（全サービス） 	実施済	
	ウェブ入力・電子申請	<ul style="list-style-type: none"> 国が既存の「介護サービス情報公表システム」を活用した入力項目の標準化とウェブ入力の実現可能性等を検討し方針を出す（令和2年度中） 国が上記検討に併せて各都道府県が所有する事業者情報の管理を行うシステムとの連携可能性について検討（令和2年度中） 	令和3年度以降検討	
	データの共有化・文書保管の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ※上記検討方針を踏まえ、区での実現可能性を検討する 		
指導監査	簡素化	実施指導に際し提出する文書の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 重複資料の提出を求めないこと 既提出文書の再提出不要 	実施済
		指導監査の時期の取扱い見直し	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営の担保を前提に、実地指導の頻度等についての見直しを令和2年度中に国が実施予定。 	方向性が示され次第速やかに実施
	標準化	標準化・効率化指針を踏まえた実地指導	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す7項目に即した実施指導 	実施済
	ICT	実施指導でのペーパーレス化・画面上での文書確認	<ul style="list-style-type: none"> ICTで書類を管理している事業所における、PC画面上での書類確認 	実施済
データの共有化・文書保管の電子化		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中に国が指定申請におけるウェブ入力・電子申請と併せて検討を行う 	令和3年度以降検討	

第6章 資料編 関係部分抜粋

3 板橋区版 AIP の各事業の評価指標

(1) 総合事業／生活支援体制整備事業

事業名		計画期間中の目標	頁
介護予防・生活支援サービス事業		※目標、事業量については調整中	
	指定事業者によるサービス		50
	住民主体のサービス		50
	保健・医療専門職のサービス (短期集中通所型サービス)		50
一般介護予防事業			
	介護予防普及啓発		51
	介護予防サービス推進事業		51
	認知症予防事業		51
	在宅高齢者食生活支援事業		51
	公衆浴場活用介護予防事業		52
	地域ボランティア養成事業		52
	ふれあいランチ広場事業		52
	介護予防グループ支援事業		52
	介護予防サービス評価事業		52

(2) 医療・介護連携

事業名		計画期間中の目標	頁
医療・介護・障がい福祉連携マップ		※目標、事業量については調整中	57
在宅患者急変時後方支援病床確保事業			57

(3) 認知症施策

事業名	計画期間中の目標	頁
認知症普及啓発	※目標、事業量については調整中	62
認知症予防・備え (認知症予防講演会・脳力アップ教室)		63
認知症もの忘れ相談事業		63
あんしん認知症ガイド (板橋区版認知症ケアパス)		63
認知症カフェ		64
認知症家族交流会・家族講座		64
認知症声かけ訓練		66
若年性認知症への支援		66
板橋区認知症支援連絡会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化		66

(4) 住まいと住まい方

事業名	計画期間中の目標	頁
緊急通報システム事業	※目標、事業量については調整中	69
高齢者電話訪問事業		69
高齢者見守りキーホルダー事業		69
地域見守り活動支援研修事業		69
身元不明等高齢者の保護		70
都市型軽費老人ホームの拡大		70
サービス付き高齢者向け住宅		70
民間賃貸住宅における居住支援		71
住宅の安心・安全バリアフリー化 高齢者住宅設備改修費助成事業		71

(5) 基盤整備

事業名	計画期間中の目標	頁
認知症対応型通所介護	※目標、事業量については調整中	75
夜間対応型訪問介護		75
地域密着型通所介護		75
地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員 30 人未満の有料老人ホーム等)		75
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定員 30 人未満の特別養護老人ホーム)		75

(6) シニア活動支援

事業名	計画期間中の目標	頁
板橋グリーンカレッジ	※目標、事業量については調整中	79
ふれあい館		79